

平成28年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（12月9日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
沖野一雄君	15
林 敏治君	31
川村武俊君	39
遠山勝也君	50
町 俊策君	56
議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例	58
議案第45号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	60
議案第46号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	62
議案第47号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例	62
議案第48号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）	63
議案第49号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	71
議案第50号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）	74
議案第51号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	75
議案第52号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	76
議案第53号 平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）	77
散 会	78

第2日（12月15日）

議案第54号 物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）について	83
議案第55号 工事請負契約の締結（茶花漁港水產生産基盤整備工事）について	84
発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について（大田英勝議員ほか2人提出）	87
議員派遣の件	88
閉会中の継続調査について	88
閉会	89

平成28年与論町第4回(12月)定例会会期日程

	日	曜 日	日 程
12	9	金	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
	10	土	休日
	11	日	休日
	12	月	常任委員会
	13	火	常任委員会
	14	水	常任委員会
	15	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成 28 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 28 年 1 月 9 日

平成28年第4回与論町議会定例会会議録
平成28年12月9日（金曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第45号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第46号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第8 議案第47号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第48号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第49号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第50号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第51号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第52号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第53号 平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

2 出席議員（10人）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君 |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君 |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君 |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君 |
| 9番 林隆壽君 | 10番 福地元一郎君 |

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	竹本由弘君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	吉田勉君
農業委員会事務局長	川村達義君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課長	山下哲博君	建設課長	徳田康悦君
教育委員会事務局長	田畠豊範君	教育委員会事務局長 （教員免許事務局長）	山下一也君
水道課長	竹田平一郎君	与論こども園長	富千加代君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	池畠あけみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成28年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番川村武俊君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長代理に朗読させます。

事務局長代理。

○議会事務局長代理（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成28年度定期監査の結果報告及び平成28年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第121号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、先般通告いたしました一般質問通告書の内容に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 未収金の収納対策について

(1) 公平公正な町政の運営及び自主財源確保による住民福祉の向上を図る上から、各種税金や負担金・使用料等の未収金は、適正かつ合理的な徴収が不可欠であると思われるが、今後、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 定期船の抜港対策について

(1) 近年、定期船が与論港を抜港する頻度が高くなっていますが、住民や旅行客に不便を来しているが、町長は、この対策について、県当局や関係機関に強く要請する考えはないか。

3 町民にやさしい公文書の作成について

(1) 近年、町民へ配布される公文書の文字の矮小化が見受けられるが、高齢化社会の実現も考慮し、文字サイズの見直しや、必要に応じ用語の注釈を付すなど、町民にやさしい公文書の作成に努める考えはないか。

4 新庁舎建設に関する住民投票条例の制定と迅速な新庁舎建設の推進について

(1) 新庁舎の建設場所については、既に町民アンケートの実施がなされ、概略的な町民の意見は集約されていることと思われるが、この際、住民投票条例を制定し、多くの町民の判断に委ねた上で、建設場所や規模等について決定し、迅速に新庁舎の建設事業を推進する考えはないか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、質問1番目の未収金の徴収対策についてです。

町税等の賦課徴収につきましては、納税者の御理解により納付していただいているところです。しかしながら、一部の納税者にあっては納付いただいていない現状

があり、臨戸徴収するものの生活が厳しいなどの多種多様な理由により滞納が発生している現状もあり、内部調査をもとに直接交渉を行うも納税意識が見られない場合は、やむなく法的手段による滞納整理を実施するなど、実情に合わせた徴収を実施しているところです。

また、国民の義務である納税は、納期内納税者との公平性を保つためにも町税及び国保税については、平成29年度賦課徴収分から納期内に納付いただけない方は、本税に加算して延滞金を徴収することとし、納期内納付を推進してまいります。

次、2番目の定期船の抜港対策についてです。

定期船の与論港における抜港状況について調査をしたところ、平成26年度に1回、平成27年度に11回、平成28年度の4月から9月までの期間に6回となっております。抜港要因については、特に港湾内の風の強さや、うねりなど気象条件が要因であると考えますが、船舶自身の能力や風圧面積も大きく影響しているものと思われます。

いずれにしましても、抜港頻度が高まることにより、旅行客や島民生活に不便を来している状況にあることから、港湾施設の機能向上や静穏度向上等の対策を含め、県や関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次、3番目の町民にやさしい公文書の作成についてであります。

町民へ配布する公文書については、通常11から12ポイントの文字サイズを基本として作成しているところです。しかしながら、近年、各種業務において、電算システムの導入が進み、鹿児島県町村会の市町村共同運営システムを使用していることが多く、既定の様式や納付書、帳票等に文字サイズが小さくなっている内容が見受けられます。

また、小組合長を経由した文書についても、多くの情報量を掲載するが多く、仕分け負担の軽減を図る点から枚数制限を行っていることにより、文字の矮小化が見受けられます。

システム対応による業務については、文字サイズの変更を行う場合、既定様式等の変更に多額のシステム改修費用が伴い、全面的な改修は厳しい状況にあると考えますが、可能な範囲で対応を検討してまいります。

また、職員が作成する公文書等においては、見る側、読む側の立場を考えて、町民に優しい文書の作成を行うよう全職員へ周知徹底し改善に努めてまいります。

4番目の新庁舎建設に関する住民投票条例の制定と迅速な新庁舎建設の推進につきまして、お答え申し上げます。

役場新庁舎の建設につきましては、与論町庁舎建設検討委員会において、これま

で8回の検討委員会を行い、庁舎建設の基本構想に関し協議しております。特に重要な検討事項である庁舎の建設位置につきましては、第8回の庁舎建設検討委員会において、建設予定地を決定し、これまでの庁舎建設検討委員会における検討・協議結果を11月22日に開催した「第2回与論町新庁舎建設計画に関する住民説明会」において、町民の皆様に説明をしたところです。

庁舎の建設位置につきましては、これまで開催された庁舎建設検討委員会の会議録や、住民説明会での説明資料等を町のホームページで公表してきており、町民の皆様の御理解を得られているものと考えます。

今後は、年度内の基本構想の策定に向け、建設手法や庁舎の規模等について検討・協議し、第3回の住民説明会で町民の皆様に説明した上で基本構想の策定を行いたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まずははじめに第1番目の未収金のことについてですが、この件につきましては、多岐にわたりまして職員の皆様方が常日頃から鋭意努力していることは十分に承知しているところです。また、多くの各課の債権の中で、今回は特に、先般の決算審査でも提起されたのですが、水道料の未収金対策について、ピントを絞って論議してみたいと思います。

まず、地方自治体が主に扱っている代表的な債権の中においての分類といたしまして、地方税、それから健康保険税、介護保険料、保育園の保育料、下水道料金等がありますが、これらの種類につきましては、それぞれ根拠法令が法の中で定めておりまして、強制徴収ができるということになっています。しかしながら、学校給食費、水道料金、病院の診察料、住宅家賃等につきましては、民法の規定による債権の回収を行うということになっています。

そこで水道課長にお伺いしますが、これまで一般的に水道料につきましては、未収金があることは、百も承知のことと、この水道料金を支払わない人というのは、大体固定しているのではないかと思うのですが、こういった方の場合は、他の人の払ったお金で水道水を使っているということになります。

そして、これが消滅時効にかかるれば、これは行政の公平・公正の趣旨から大きく逸脱してくる事態と懸念されるのですが、そこで今回は、回収率を高めるための一つの提案としまして、一般的にほかの自治体でされているのは給水の制限です。与論町の場合、これまでどのような回数、頻度において給水停止というのをなされているのか。そして、どのような内容で、どのような順序で給水停止がされているか、その辺の確認をとりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 未収金対策について御説明いたします。

現在、水道及び集排の未収金がありますが、公共料金の平等性から特別な理由がなく3ヶ月以上滞納する住民には、深く認識してもらうように給水停止を執行して、また納入誓約書の実行、毎月の督促の発行、自宅の訪問集金などで粘り強く徴収しているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まず水道の給水についてですが、これは水道法の第15条の中で、「給水区域内の給水契約者には、正当な理由がなければ給水を拒んではならない」となっています。第2項では「災害時のやむを得ない状態を除き、正当でない理由があるときは、給水を停止することができる」となっています。その措置についてですが、本町には与論町の水道給水条例があるのですが、これは一般的に、外部のほうにも聞いてみたところ、鹿児島市の場合、給水停止については、水道法第15条第3項及び市の給水条例の31条に基づいて、肃々と事務処理を行っているということでありました。例を挙げますと、例えば4月から5月分の水道利用料の納入通知書を送りまして、納入期限が6月25日だったとしますと、更に、その1カ月後にも納入がなかった場合は、督促状が発送されるということです。それでも、なお支払いがなかった場合、その2週間後に期限内未払いの場合の給水停止勧告状が発送され、それから2週間後にも支払いがなかった場合は、2営業日以内に給水停止を完全に行うということです。

どうしても支払えない場合は、しかるべき手続きが別途ございますので、やはり、こういった厳しい姿勢というのも、この水道料金の支払回収の点からは、職員の心理的なプレッシャーも大変感じざるを得ないところもあるのですが、これは仕事ですから、その点は、やはり町民の方、利用者に自覚していただくという事が大事でございまして、やはり、ほかの自治体にも準じた形で水道給水の停止、これは適正な効果的な手段ではないかと思いますので、ぜひ自信を持って頑張っていただきたいと思います。水道課長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 大変ありがたいお言葉ありがとうございました。現在、11月の段階で27件の3ヶ月未納、滞納の件数がありまして、そのうちの6件は、給水停止を行いましたところ、12件が納入されています。そういったことで、確実に今後も徴収できるような形で給水停止を執行していきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 大変心強い御答弁でございますが、これからも、そういう流れ

を肅々とつくっていただきて、適正に回収できる努力をしていただくよう希望したいと思います。

それから次に、この給水条例の38条の2に水道料金の支払請求権の放棄という、いわゆる消滅時効について書いてありますが、これは他の自治体では、この消滅時効の起算日から5年で請求権を放棄することができるとなっています。与論町だけが2年で支払い請求権を放棄することができるということになっていますが、ぜひこれは債権者側の不利益になるのではないかと思いますので、今後御検討いただければと思います。

次に、水道課を訪ねてみると、職員は、現場に出ていることが大変多いのですが、水道事業に関しては水道事業の技術管理者の配置が必要ですが、現在、役場に有資格者は何人いますか、総務企画課長にお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、水道事業技術者は2人と聞いています。年齢的にも上の方だということで、今後30代、40代の資格取得者を養成する必要がある状況となっています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 水道事業を運営する上では、今ありました水道事業の技術者の常勤での配置が必要ですが、事業の運営に関する有資格者の養成が今後大変な課題になっているのですが、職員の高齢化や退職等の事態もございます。そういったことで、今後その対策として、若手の有資格者の養成が必要だと思いますので、ぜひこれは検討する必要があるのではないかと思います。

さらに、先般の決算審査でもございましたが、今1400万円程度の未収金があるということですが、今回のそういった関連でも回収をしていくには専任の職員を置く必要があるのではないかと。それと集落排水事業を抱えているので、技術職員の養成等も加味しますと、やはり今の人員体制では、にっちもさっちもいかないような状態ではないかと思いますが、水道課に技術職員とともに事務職員を増員して配置しなければ、今の状態では悪いスパイラルになっていくと大変懸念されるのですが、副町長、人員の増員配置については、予定はどうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ただいまの件につきましては、確かに集落排水事業を当時の耕地課サイドで事業計画をし、その後、町民福祉課に集排が回ってきたのですが、環境課という新しい課もできていますが、上水道を使っているという状況の中で、水道課で今活動しているのが現状です。

そういう中で、確かに職員に上水、あるいは集排につきましては、負担がかか

っているのではないかなども考えて、正直に言って課長からも、それは出ていますが、ぜひその辺は全体的なバランスの中で考えながら配置のほうは考えていいきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ゼひひとつ、そういう現状に合わせて人員配置も適正に進めてもらうよう希望したいと思います。

次に、与論港、特に供利港の抜港対策についてですが、この問題は議会報告会や多くの場で問題提起されていて、特に近年よく聞く話なのです。過去におきましては、船内客室へのタラップが高すぎるということで、船舶会社に昇降機の設置等、あるいは右舷接岸という要請を行ってきたのですが、最近は沖縄から来る時も、下りも非常に心配して、なかなか乗船することができないということもございます。先ほど抜港についての回数がございましたが、これは4隻について先ほどあったようですが、厳密にいいますと5隻の定期船が与論に寄港しています。抜港の27年度の回数ですが、一方の会社では2回、一方の会社では17回ということで、19回抜港しています。これは欠航を除いてです。

この問題につきましては、先ほど御答弁の中で港湾施設の機能向上や泊り地内の静穏度向上ということでしたが、今回議員大会とかでも、この問題につきましては、表に出していきたいと議員全体で話をしているところです。

また、先般の南日本新聞にも新しい福地議長からも与論町の一つの課題として問題提起されている記事がありますが、御承知のように和泊港、それから亀徳港、それから名瀬港という郡内には大きな港があるのですが、与論の供利港の場合は、岸壁だけという存在でございまして、もろに沖波が襲来いたしまして、船を操船される船長も大変不安な要素があるのではないかと思うのです。それらのことを急に、例えば防波堤をつくってくださいというような要請活動はなかなか難しいかと思いますので、今後何らかの形で抜港の回数を減らす対策として、港の施設の静穏度向上が図られるような対策は何かないかという、そういった切り口からでも県にもお願いをしていく、とりあえず調査費だけでもとにかく付けていただいて、調査事業を行ってくれないかということを要請したらどうかと考えますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに供利港の場合は抜港があつたり、また沖波が高くなったりということで、大変不便を來していることは重々承知しているのです。また、高田議員からも常日頃、そういうお話を伺つたりして、本当に大事なことだなと考え

ています。県へも静穏度の調査をお願いして将来的には抜港ができるだけ少なくなるような方向にもっていけるように要請をしていきたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは余談になるかと思いますが、町長はあまりわからないかもしませんが、山市郎町長は、茶花岸壁の建設には、本当に全力で鹿児島県と駆け引き、交渉をした経緯がございます。やはり離島住民にとりましては、定期船の欠航は、これは台風とかの関係ですので、やむを得ないといったしまして、波浪による抜港という事態は、本当に旅行客もしかりですが、生活物資の輸送にも大変支障を来しまして、私ども離島の日常生活を営む上で大変重大な障害となるので、今後この問題は優先的に取り組んでいただきたいと希望するところです。よろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、公文書作成についてですが、先ほど御答弁の中で11から12ポイントという文字を基本として作成しているということですが、お知らせカレンダー、いわゆる週報とか議会だよりとか、一般的に配布される文章につきましては、私は何ら問題はないなど、非常にバランスも密度も良くて、字も太字を使ったりして、非常に見る側にとっても、それから印刷する側にとっても、いいのではないかなと思って、いつもありがたいなと思って見てています。

そういうことで、今の新聞のサイズも以前からしたら少し大きくなっています。今、新聞のサイズなのですが、昔は縦が6ポイント、横が8ポイントであったとなっていますが、今は縦が8.6ポイントで、横が10.8ポイントということですので、先ほどございましたように11ポイント程度、あるいは10.5以上のポイントでしたら、大変文書的にも見やすいのではないかと。そして、なるべくなら太字を使っていただければ、更に良いなと思いますので、町民ファースト、住民ファーストという言葉も今、はやっているのですが、総務企画課長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 町長の答弁にもありました、今後、町民の見る側と読む側、そして、強調文、二重線を使ったり、太字にしたり、できるだけ意思といいますか、意味が伝わるような、相手に伝わるようなことで配慮して、全職員に今後周知しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございました。

それでは最後に、新庁舎の建設に関することですが、先般、福祉センターで住民

説明会がございまして、多くの方々が、これに御理解を得て、一部の方から異論もあったのですが、のことにつきまして、少し触れてみたいと思います。

私どもは今、歴史的な時に立っているのではないかと思いますが、役場の場所につきましては、御存じのことだと思いますが、明治8年に琴平神社の参道入り口の西側にありまして、明治38年に県からの指令により琴平神社入り口から、今の商工会事務所のある付近に昔は港があった赤佐泊りというのがございまして、そこに移転をしています。

そして、現在、ここは茶花墓地から向こうが金久、こっちが北与毛田となっていますが、町誌には金久に移転となっていますが、厳密にいいますと、北与毛田にきています。この場所の今のヤシやソテツとかがある所にあったということですが、大正2年に鹿児島商人のウタセンジロウという人から土地を買いまして、大正4年に現在の前の道路寄りのほうに役場をつくりまして、昭和41年に新たに買収をして、現在の鉄筋コンクリートが建っているのです。

新庁舎の問題が提起されたのは、もう相当年数が経っているのですが、2010年に与論町では、震度4強の大きな地震がありまして、その時に職員のほとんどは避難しているのですが、建物の壁とか柱部分、スラブ、そういった所に多くのクラック等の被災箇所が発生しています。その後、東北地震の津波の襲来、原発の事故、空港までの波の襲来、流される車、漁船、そういった災害の恐ろしさというのをテレビのライブ中継で本当に見させていただきました。

そこで県道の交差点改良事業が出発すると同時に、そこに改築する予定だった防災センターにつきましては、こういった東北の災害を鑑みて、砂美地来館の前に敷地があったものですから、ここに設計変更をして建設されたという経緯がござります。しばらくして、その後庁舎建設の話が若干棚上げされたような感がございまして、先般福祉センターで説明会がありました。今後、この予算計画とか、それから跡地の再開発問題、銀座通り周辺の人口密集地帯から、どういう具合にして、とにかく緊急的に避難ができるか、といった問題を十分に町民に理解をしていただく必要が並行してあるのではないかと思うのです。

今、屋久島のほうでは、この庁舎問題で、かなり町政運営のひとつの壁をつくっているようなことがあります、山町政におきまして、役場移転という大きな百年に一度の大事業がスムーズに建設推進される必要があります。

しかしながら、今後何らかの地元からこのことに関しまして、反対運動とかのリアクションがあることも、やはり想定する必要があるのではないか、そういった事態におきましては、最終的には多くの町民の判断に委ねる形での建設場所、あるいは規模等については、住民投票条例が必要じゃないかということを考えまして、こ

の提案をさせていただいているのです。

今回、説明会を聞いていたのですが、大多数の出席者の方々の意見としては、大賛成だと私は受け取ったのですが、清掃センターもそうでしたが、なかなかスムーズにいかないところもあるのではないかと思いまして懸念しているのです。

それから、再開発の跡地利用のことですが、この場所は、茶花市街地の一等地でもあるのではないかと思います。常日頃から山町長は、この市街地のそばに本当に美しいビーチを備えた、こういった立地の場所はないんだということで、ここは、とにかく世界でもすばらしい商業交流ゾーンであるとおっしゃっています。この再開発、こういったことの指南、そこらも含めたトータル的な基本構想でなくてはならないと思うのです。ですから、ただ役場をここからここに移転しますというだけの基本構想、それは基本構想とはいわず、基本計画になると思います。やはり、この跡地の問題も含めた上での基本構想を策定いたしまして、町民が夢を持てるような構想にしていただきたい。町民の夢と希望が見いだされるような基本構想にぜひしていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、移転場所につきましては、一番与論町民の多くが暮らしている茶花市街地の方々の生命、安全を守るという点から本当に市街地に近く、またそれなりの高さもあり、あるいは断層の関係もあったりして、本当に私としては、ここしかないのではないかと思って提案を申し上げたのですが、この前の説明会において、町民の方々の理解を得られて大変ありがたかったと思うことです。

跡地につきましては、本当におっしゃるとおり、引っ越した後、茶花市街地に暮らしている町民、あるいは観光客等がこの場所を有効に活用するにはどうすればいいのか、どうあればいいのかということを十分に検討していきたいと思いますし、また町民の方々の御意見、あるいは庁舎建設検討委員会等の御意見等もお聞きしながら、みんなで考えていかなければならぬと思っているところです。本当にすばらしく価値がある所ですので、それなりにみんなで知恵を出しあって良い場所になるように、良い利用ができるようにしていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） やはり、この場所は標高が低いということもございまして、津波のおそれが懸念されるところですが、ただ役場だけ移転するという一方的な手法では、いかがかと思いますので、庁舎があった頃より更にまた、にぎわいのある中心的なゾーンの創出を図る必要があるのではないかと思います。ちなみに、これまで庁舎が琴平、あるいは供利にあったところは、大体あまり発展していない経緯もございますが、私どもは、いろいろほかのところを行ったりして見ますと、糸満、

宜野座、読谷、名護、あるいは大崎町を見てきたのですが、イベントとか、それから地産地消、そして食の安全性、人的交流の拡大を図ることとして、国のはうでも6次産業化を推進しているのですが、今後この基本構想の中で、これらも組み入れた形で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。いろんなことがございますでしょうか、果敢にこれに取り組んでいただきて、早急に実現できますよう希望いたしまして、一般質問を終わらせてもらいたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） 前回の9月の初めての議会に続きまして、2回目になります。

初回の際は、非常に緊張したのですが、今日は少し落ち着いてお尋ねをしながら、町長とやり取りをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は2点でございます。

1 奄美群島の国立公園の指定及び世界自然遺産登録を見据えた振興策について

(1) 環境省によりますと、奄美群島とその沿岸海域を来年の早い時期に国立公園に指定する方針であり、さらに奄美大島・徳之島と沖縄本島のやんばる地域・西表島を合わせて「奄美・琉球」としてユネスコの世界自然遺産に登録することを目指すとしています。これは、関連する周辺の自治体にとって、地域経済を浮揚させる絶好の追い風と思うのですが、町長はどのように認識をされ、具体的な施策をどう講じていく考えであるのか。

(2) 国立公園指定を目前にして、指定区域内の自然環境の保全はもとより、島全体の環境美化や清潔感のある町づくりを加速していくことが求められるのですが、その具体策の一つとして、海岸沿いに放置された廃船や老朽化した船揚場・巻上げ施設、トイレ施設等の撤去・処理対策を急ぐ考えはないか。

以上の二つお尋ねをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 奄美群島の国立公園指定及び世界自然遺産の登録を見据えた振興策ということで、経済浮揚の面からどう考えているかという御質問にお答えを申し上げます。

国立公園に指定された場合、沖縄の慶良間諸島の例を見るに観光客の増大が大いに期待されているところです。加えて、「奄美・琉球」の世界自然遺産登録が実現すれば、世界的にも注目を集めることは間違いない、今後交流人口の拡大も大いに期待できるところです。

これまで沖縄北部地域と奄美群島及び船舶や航空輸送会社、旅行会社とも連携を図り、観光ルートの開発や旅行商品の造成を行ってまいりましたが、今後は、なお一層の地域連携と関係強化を進め、誘客を図っていく必要があると考えています。

同時に受け入れ態勢の整備も進めていかなければならず、増加が見込まれる旅行客を受け入れることができるよう、宿泊施設の誘致や観光施設の整備などハード面の整備をするだけでなく、持続可能な発展のためには、最大の観光資源である与論の恵まれたすばらしい自然環境を保全しながら利用していくというエコツーリズムの推進を図っていくとともに、自然環境だけでなく、与論の文化とふれあい、人と出会い交流することで、与論島の観光発展に旅行客と地元の人が同時に関わっていくようなヒューマンツーリズムを推進していくなど、ソフト面の整備も進めていきたいと考えています。

次、2点目の環境美化についてどう考えるかということですが、海岸沿いに放置されている廃船につきましては、国立公園指定に向けて重要な問題であると認識をしています。海岸沿いや漁港にある廃船所有者を特定し、景観形成のために撤去等を啓発していく必要があると考えています。使用していないトイレの施設等につきましては、早急に解体し撤去いたします。

老朽化した船揚げ場・巻上げ施設につきましては、補助金や地元負担金によりつくられており撤去については、耐用年数の問題や揚場組合員の理解が得られることが必要であり、協議しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 非常に前向きなお答えをいただきました。御案内のように、国立公園の指定につきましては、マスコミの報道、国の発表を見てみると、来年、平成29年の春頃に指定する見込みのようです。

国立公園につきましては、自然公園法に基づいて指定される自然公園、種類としては、国立公園、国定公園、そして都道府県立自然公園の3種類があって、その中でも、この国立公園というのは、日本を代表する優れた自然環境地域という位置づけで非常にすばらしい指定だと考えています。

国立公園につきましては、保護の重要性に応じて陸域で5種類、それから海域では2種類があると聞いています。その中で、特別保護地域の「特別」という言葉が付く分につきましては、非常に厳正な自然環境の保護と規制がかかるということで、その種類ごとに違いがあるようです。与論の場合は指定のエリアと種類について、マスコミ報道とかで分かりにくいところもありますので、環境課長にエリアの確認と種類といいますか、そこを確認してみたいと思います。環境課長、お願ひし

ます。

○議長（福地元一郎君）　吉田環境課長。

○環境課長（吉田　勉君）　まず、国定公園の場合について御説明をした後で、国立公園の範囲について御報告申し上げます。

今までの国定公園の場合は、茶花漁港の北側から供利漁港の東側ということで、ここは港湾区域になっていますが、そこを外した南海岸、東海岸、そして北海岸ということですが、区域といたしましては、南側であれば農免農道から海側、そして北側に関しましては、上田線から北側ということで、第一種特別地域、第三種特別地域、そして海については普通地域と海中公園地区ということで、分類をされていました。それが今度、国立公園の予定ではB & G艇庫の北側、岩盤の景勝地の所から前浜のチチ埼、風車のある所のチチ埼から東海岸、北海岸の地区を公園地区として指定をする予定です。

大幅に縮小されまして、今、構造改善とか、いろいろな事業で道路整備も進んできまして、現状にそぐわないところがあるということで、現在は一番海岸に近い道路、公共用で使っている道路から外側ということで指定をする予定です。面積的には、ハキビナ地区であったり、前浜地区であったり、前回の台風等でも大変被害を受けまして、今度事業等も入る予定もあることから、そちらのほうが大幅に削除される予定となっています。

新しく海のほうが前、普通地域だったところに海中公園地区というのが、ミナタの浜から黒花にかけての所、それから赤崎のリーフの内側ということで3カ所でしたが、そこについては、現状で海中公園という感じではありませんが、将来的には、そこもなるだろうということで、現在も魚等のいろいろな希少種がたくさんおりますので、そこについては保護をするという意味で、資料を持ってきていたのですが、配っていなくて申し訳ありません。そこにつきましては、捕獲等規制区域ということで、今まで海中公園だった所が、捕獲等規制区域ということで、きれいな魚等の、そういう希少生物を決めて、漁協とも相談をしながらを規制対象にしています。

それと普通地域の中で、前回は普通地域でリーフの沖まで大体水深20メートルぐらいの区域を設定していたのですが、今回、それを2カ所に分けましてリーフの内側、要するに、茶花漁港から東側に向かっての航路から赤崎の漁港に向かっての「イノ一」といわれる内側については、海浜公園地区ということで新しく設定をする予定です。これにつきましては、環境省が平成23年と24年に調査をいたしまして、サンゴとか、魚とか、海藻とか、いろいろ大事なのがあるということで、こちらについては保護をしながら再生をしていくという感覚の中で、海浜公園の指定

をしている。海浜公園については、ある程度、町の事業であったり、漁協の事業であったりということで、サンゴの再生、それから海藻とかの地域の再生とか、そういう事業もできるような形で設定をされています。

だいぶ規制の範囲が狭くなった関係で、第3種地域が、農耕関係をやっている地番についている地域なのですが、それについては、農耕用であれば、今までどおりの国立公園になっても規定は一緒で、ただ手続き上、国まで手続きがいくということで、特に難しい規制がかかっているのではございません。

ということで、申し訳ありませんが、準備はしてきたのですが、後でまた必要だと思いますので、お配りをしたいと思います。区域については、ここに人数分持ってきてはいますので、あとでお配りいたします。お願いいいたします。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。資料を配ってください。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番。

○2番（沖野一雄君） 資料まで提出いただいてありがとうございます。

今、改めて目を通しますと、海域の中の海域公園地区、それから外周の周辺の普通地域、これもパッと見ればわかります。以前の国定公園と、ほとんど同じエリアですので、すぐ理解できますが、陸域のほう、開発を進めていく上で、どうしても陸域のほうで、そういう手を加えなくてはいけない部分が出てくるかもしれませんので、確認なのですが、第一種特別地域、左側の凡例では紫っぽい色で塗ってある部分と、例えば「ミナタ離れ」とか、それから第3種が陸域の、先ほど説明がありました一番海に近い、海沿いの道路の外側の部分です。そこは、おおむね第3種の特別地域に入るかどうかの確認だけさせてください。第一種特別地域と第三種特別地域が、この色のとおり一番外側の道路外側が基本的には第三種特別地域、更に海の所に、例えば「ミナタ離れ」とか、陸の一部のハンバルのある部分、そういう部分かと思いますが、そこが第一種特別地域になるのかどうかという確認です。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） ただいまの御質問に対してもお答えします。

第一種特別地域というのは、これはほとんど手をつけたらいけないという地区です。許可をほとんど出さない、よっぽどの災害が起きた場合の町の工事であったり、そういうものには許可は出しますが、ほとんど手をつけないということが原則

です。

これについては、国有海浜地の部分、それから浜の部分、そういうところが今海浜地のところに岩があつたりして、きれいな景勝地をつくっていますが、そのことです。

第三種につきましては、民間が所有している土地についてですが、ここについては農業用とか、いろいろな感じの中では、手続きさえすれば大体可能な範囲ということです。

ミナタ離れにつきましては、真ん中のほうに第一種特別地域がありますが、ここについては、民間の土地ですが、今回民間の土地 1 ヘクタールを第一種特別地域として指定をしております。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございました。

おおむね概略はわかりました。私は、今回細かいところをお聞きしようということではなく、やはり一番大事な観光の振興、経済の浮揚という点に絞ってお尋ねをします。

それで与論の特徴は、この図を見てもわかるとおり、海域の指定が非常に大きいと、そして海域周辺の普通地域ですか、そのエリアが非常に大きいというのが、おそらく日本の中でも、この奄美諸島、琉球諸島の中でも非常に特徴的だと思っていています。そこが一番ほかの島とは違って、非常に注目を浴びるべき資源ではないかと考えています。

先ほど町長の御答弁にもありましたように、今後観光客の増が見込まれるということで、このタイミングで町民はもちろん、行政、あるいは我々議会、そういった島をあげて行うべきこととしまして、与論のこの周辺だけではなくて、グローバルな国内外に向けて情報アンテナを高く掲げて、時代を読みながら過去の反省に立って、この追い風を一過性のもので終わらせないように、観光関連産業の振興に向けた中長期のビジョンのもとに町を挙げて体制をしっかりと構築していくというのが重要です。しかも、早急な具体的な取り組みが求められるのです。

ここで各論に入る前に、観光管理を確認した現在の現行の構想、あるいは振興計画、そういったものにはどういったものがあるのか、改めてそのビジョンの名称と、それぞれの計画のねらい等について簡単に説明いただければと思います。これは、商工観光課長にお願いします。簡単で結構です。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。おっしゃるとおり、国立公園の指定とか世界自然遺産登録が実現いたしますと、観光産業の活性化、そして知名度を

利用した農水産物、特産品などのブランド力の向上が期待されるわけで、私どもも早めに、沖野議員がおっしゃったとおり早期に対策を講じていく必要があると肝に銘じています。

これまで魅力ある観光地づくりとか、奄美群島成長戦略推進交付金、そして、地域振興事業を活用いたしまして、観光地づくり、人材育成に取り組んでまいりました。

それで、近年大金久海岸を訪れる観光客が非常に多いことから、大金久に観光案内所とかレストラン、特産品販売所、お土産店を備えた総合案内施設ヨロン海の駅を整備してまいりたいと思います。

そして、今、奄美群島広域事務組合の予算を活用いたしまして、奄美群島観光誘客プロモーション事業により、関東や関西地区における旅行説明会とか、首都圏の旅行会社、航空会社を招聘いたしまして、実際に観光素材を視察いただき、旅行商品造成にもつなげていくよう誘致をしてまいりたいと思います。

次に、ガイド事業者の育成です。観光客の満足度を高めるような、持続可能な質の高いツアーガイドの育成や、エコツーリズムの推進が今急務になっています。エコツアーガイドの量的確保が必要であり、受け入れ体制の充実を図るために、今、エコツアーガイド初期段階育成研修を実施しているところです。エコツアーガイドの役割、伝える技術、そして野外救急法とか、安全管理を研修し、地域資源の発掘整理、そして、プログラムの作成、企画運営書の作成、エコツアーの実施といったカリキュラムの構成で進めてまいりたいと思います。

そしてまた、奄美世界遺産トレイルということで、与論町ワークショップを開催し、自然や文化、歴史を体験できる道としてコースを設定し、奄美群島連結型のロングトレイルなどをつないでまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 細かい説明をいただきました。私は、もっと大きなもとになるビジョンのことをお聞きしたかったのですが、各論の部分を紹介いただきまして、よくわかりました。

観光関連のビジョンでは、私が調べたところ、例えば、これは一番大元になる総務企画課のほうでまとめたビジョンだと思いますが、町の総合戦略、それから町の総合観光振興計画というのがあるようです。町の総合観光振興計画につきまして、平成28年度から平成31年度までの期間で、それをもとに事業を実施していくというのが柱になっているようです。現行の町の総合観光振興計画というのは、9月議会でも議論が行われましたが、DMOの組織化とか、女性の活躍を核にして、まさに地方の生き残りをかけたサバイバル競争を勝ち抜くのだという、すばらしい事

業メニューが網羅されておりまして、この計画書は非常に良くできていると、私は一定の評価をしています。

しかしながら、その計画に目を通して見てみると、いろいろあるのですが、その前に、構想及び計画というのから実際に実行に移す過程において、実際にどの施策、事業に重点的に予算を配分したり、人材をあてていくのかというところが、非常に大きな大切な肝といいますか、ポイントになるかと思っています。

今、紹介しました町の総合観光振興計画につきましては、最後の末尾のページにハード面で八つの事業、それからソフト面で12の事業が同列に列挙されています。少し残念なのは、事業ごとに3年ないし4年間の実際に実施する年度が記載されているのですが、各事業のそれぞれの優先度、予算規模を含んでの話ですが、それがないのです。予算規模の優先度がなくて。どれを重点的に進めていくのかというのが、よくわからない。そこは少し惜しまれるところです。

そこで私は、提案をしたいと思います。このハード事業は八つあるのですが、例えば一つは、多目的運動広場の位置づけもされていて、そこは女性の交流空間事業という位置づけで、これも入っているのですが、そのほかに、先ほど山下課長からもありましたように、総合観光拠点施設「海の駅」というのは入っています。見まししたら海の駅というのは、今、山下課長からありましたが、実施年度は平成30年度に入っているのです。30年度に入っているのですが、これは国立公園化を考慮すると、前倒しで整備をぜひ進めていただきたいと考えます。非常に重要な考え方でありますし、中身はどういうのかは、よくわかりませんけれども。ぜひ、この総合観光拠点施設というのは、私は必要だと思っていますし、海の駅につきましては、全国でもあちこちで展開されていますが、失敗例、成功例がたくさんありますが、成功例のところをいろいろ見てみると、非常にすばらしい事業効果が出ているようです。

これについて改めてお尋ねしますが、平成30年度の計画に載っていますが、前倒しで、ぜひ整備していただきたいと考えます。商工観光地課長からさつき説明がありましたので、これはどうでしょう、副町長に確認してよろしいですか。考え方を聞かせてください。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変難しい問題なのですが、観光の浮揚には、一方では簡単にいいますと、受け入れ体制の充実とPR、あるいはキャリアとの連携を考えます。

そういう中で、受け入れ態勢を先に充実させるか、そちらのほうに重点を置いてやるということも大事なのでしょうが、特に観光業の推進につきましては、双方

をこうした形で進めていかないと、なかなかうまくいかないという部分もあります。そういった中、今担当の職員があの手この手、特にマスコミ等も活用しながら島への誘客を一生懸命図っていく。今、お客様が多くなっている中で、その受け入れをどうするかということを次々問題視されていますので、そちらのほうも取り組んでいるところです。

昨今の動きとしては、島外の外資系の方なのですが、世界自然遺産登録に向かって宿泊施設を何とか与論につくりたいという業者の方々も何人か御相談を受けています。そういった中で、総合的に島の資源をもっともっと守りながら、あるいは、ある資源をどのように活用していくかということなど、足元をしっかりと見つめながら、観光事業については、推進を図っていきたいと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 海の駅は必要だということを申し上げました。ぜひ検討していただきたいと思います。いずれにしても今副町長からありました受け入れ態勢については、町長の御答弁にもありました。受け入れ態勢というのは非常に大事なんだとということで、もちろん私の方から説明するまでもないのですが、我々には本当に観光面においては、忘れてはならない過去の苦い経験があるのです。すなわち、昭和50年代の前半に、高度経済成長の余勢と、最果て志向の離島人気が波に乗って大挙して、この小さな島に押し寄せた観光ブーム、民間も、我々行政も全て、追い立てられるように観光業に資本投資をしたのです。間もなく、そのブームは引き潮のように去ってしまいまして、その結果として今でも後遺症が残っていると、そういう形は残っているのです。あのときの本当に大きな与論がすばらしい発展をする一大チャンスをしっかりと捉えきれなかったという反省があるのです。

その原因は、今更申すまでもないのですが、島全体の、先ほどからありますように受け入れ態勢、つまり必要なインフラ等のハード面の整備、それから来島客に対するおもてなしに必要なソフト面のノウハウ、そういったもの全てが不足、不備で、後手に回ってしまったということが大きな要因であるかと考えています。過去の光と影から得られた貴重な経験値が経験則というのが我々にはあるのです。それに更に知恵を絞って、今度こそチャンスを逃さないぞという意気込みで取り組むべき時期にきていると思っています。

そこで各論に入っていきますが、ハード事業も大事ですが、やはりソフトをどういうふうに充実させていくのかということが非常に大事な点だと思っていまして、例えば、前回の議会でも出ましたDMOの組織化と稼動については、私も非常に賛同し、大きな期待をしています。ぜひこのDMOの組織化、そして稼動をぜひ早く実現していただきたいと思います。

それとあわせて、ほかにも早急に取り組んでいただきたい、提案したいことを三つ申し上げてみたいと思います。

一つ目は、先ほど山下課長からありましたように、エコツアーガイドという話が出ました。私も非常にそのとおりでございます。先月末に私用で福岡に行きましたが、柳川という川下りで有名な観光地を訪ねました。そこで初めて川下りの船に乗って、船頭さんの案内に従って、船頭さんの歌や説明を聞きながら1時間ぐらい川下りを楽しんだのですが、風景そのものは、川の水も全国どこでもそうですが、与論の海に比べると、全くそんなに感動するような色でもないし、柳の木が川べりにずっと続いている、あちこちに名所旧跡があるのですが、そこは北原白秋の出身地で有名な「からたちの花」という詩集があるのですが、詩が川べりにあったり、からたちの花にちなんだ、「からたち日記」という島倉千代子の歌を船頭さんがしみじみと歌って聞かせたりするのです。1時間ほどなのですが、非常に私は感動しました。そういうことで、本当にエコツアーガイド、ツアーガイドというのは、船頭さんがガイドを務めているのですが、向こうは6社ぐらい200隻ぐらい船があるそうです。サバニみたいな小さな船なのですが、それに20人ぐらい乗って、ひっきりなしにずっと出ていくのです。ものすごい観光客の数です。

そして、見る観光が終わると、今度はうなぎ料理の店が並んでいるのです。そこに行ってうなぎを食べましたけれども、そのうなぎのおいしいこと、今まで食べたうな重の中で最もおいしかったです。見て楽しんで、そして食を楽しむということで、本当に貴重な経験をさせていただいて、さすが観光地だなと思って感動しました。そこで、やはり大事だと思ったのは、先ほど出ましたようにツアーガイドというのをしっかりと養成したいということがあります。細かいところをいろいろ申し上げたいのですが、既にツアーガイドの養成は取り組まれているのですが、例えば、この前与論高校の50周年記念事業で与論出身の竹生先生の話がありました。与論の方言というのは「奇跡の言語」ということで、「国内はもちろん世界にも誇るべき方言が残っているのだ」という話がありました。私は非常に感銘を受けたのですが、与論の方言であるとか、もちろん国的重要無形文化財である与論十五夜踊りとか、そういう文化・歴史、そして民俗を含めて、そういうのをおもしろく楽しく、しかもある程度正確に話ができるようなガイドさんがいれば、すばらしいなと思いました。

そこで、少し観光関係は置いておいて、教育長にお尋ねしたいのですが、文化・歴史あるいは民俗ガイドというのが私は非常に必要だと思います。十五夜踊りのときに、せっかく観光客がいらっしゃるのに何か申し訳ないのですが、献奉だけ回して酒を飲みながら、わかったようなふりをして踊りを見て帰られるのですが、なか

なかいまいち十分に資源を使いきれてないのではないかという印象を受けます。具体的な案は提示できませんが、教育長にそのあたりの、今ある眠っているというか、起き始めている資源をどうやって使ったら観光客にPRして、観光客に喜んでいただけるかという工夫が必要かと思いますので、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。本当に地域の文化・歴史というのは、とても大切なことで、これがまた観光資源とも結びついていくことも大事だと認識しています。

それで具体的に一つの例を申し上げますと、今回の方言サミット、危機言語に関するまでは、この十五夜踊りを見ていただくというコンセプトで与論町の文化も含めて、生涯学習フェアから方言サミット、そして十五夜踊りというセッティングをして、日程的にはかなりきつかったのですが、そういう与論の島の文化をこの機会に、文化庁や考古学研究所にも見てもらうという工夫の中から、あのような日程を1年かけて計画をした次第です。意図は、そういうふうに島の文化を理解するということに、考古学教育研究所は、これまで大挙されなかったと思うのですが、20人余りが、考古学研究所から訪れ、方言関係の方々が48人という人数で、もちろん翌日まで残られたのは、そこから半分ぐらいになりましたけれども、それでも最後は十五夜踊りを堪能されて、その後、菊さんの所で二次会をしたという流れです。

さて、私たちも、その文化をどのようなコンセプトにまとめて、地域の人たちへの啓発・理解ということ。島の人たちが文化をいかにわかるかというようなことが、まず一つ。その上で、そういうものを専門的に伝えるための方策として、まとめていくということも今、文化財担当とも相談しています。

おいおいそういう地域の資源を整理した、古いものから新しいものに変えていきながら、地域の文化として、あるいは発信するものとして利用できればというふうに考えています。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございました。ぜひ頑張っていただきたいと思います。具体的な提案の1点目は、ツアーガイドをしっかりと早めに養成していただきたいということです。

二つ目は、時間も迫ってまいりましたので、駆け足でまいりますが、地場産の特産品の開発をしっかりと軌道に乗せるという意味で、既に民間を中心に地場産品がい

いろいろ出ているのですが、まだまだこれといって決め手が実際ないのではないかという印象です。これについては、今更質問のやり取りをする必要もないぐらい、既に取り組んでいることもありますし、ぜひ関係する産業振興課であるとか、商工観光課、あるいは総務企画課を含めて頑張っていただきたいと思います。

ひと言申し添えさせていただければ、特產品の関係ですが、今、日本のこういう成熟社会と言われる社会では、消費の仕方が変わってきていると言われています。要するに、今まで物を買って食べたり、大量生産、大量消費の時代は既に終わって市場が成熟してくると、必要なものというのは既にそろってしまったということで、どんな商品に移っていくかというと、やはり物を買うときのいろいろな体験、思い出、あるいは人間関係、そういったその物を手に入れる段階で、手に入る作業そのものを楽しむ、会話をしたり、味を楽しんだり、先ほど町長の答弁の中にも「ヒューマンツーリズム」という言葉が出ました。まさにそのとおり、人間対人間のやり取りで、欲しい物を手に入れていくという時代に移ったと、コト消費という言葉があるようですが、物消費からコト消費に移行しているのだということで、観光という考え方は、まさにそれを考えていいかないといけないと思います。今まで観光客が何人きたとかいう話で、町の観光事業の評価をしてきたのですが、そうではなくて、今からは観光客の数で評価するのではなくて、与論にどれだけの人数というよりも、ちょっとせこいかもしませんが、どれだけのお金が落ちたか。あるいは、どれだけのうれしい思いをして、お客様に帰っていただいたかという、そういう時代に、量から質です。数から内容にといいますか。そういうところをしっかりと進めていただく必要があると、そういうふうに視点を移していく必要があると考えます。

次に、三つ目の提案です。これも既に使い古されたキャッチコピーですが、人口減少、過疎化に歯止めをかける上で、移住定住化促進というのは、私は非常に重要なだと思っています。特に、若い女性の皆さんの移住定住化対策に積極的、果敢に取り組んでいただくことで、先ほど紹介しました町の総合観光計画のキャッチコピーである「女性の活躍アイランド形成」というのがうたい文句になっているようすで、ぜひそれを進めていただきたい。女性が集まる島になり、何よりもそこでおめでたいことがあれば、また子供も増えて島の人口減少につながると、そして経済も活性化していくという、好循環になりますので、移住定住化促進をぜひ、今も進めていますけれども、引き続き頑張っていただきたいということで、これについては、地方創生の関係の今事業を導入していますが、移住定住化の重要性について、あえて総務企画課長に簡単にお答えをいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地方創生の地方版総合戦略の中にも特にその人の流れをつくるということで、移住定住政策というのは重要課題だと捉えています。

現在、いろいろな空き家対策の確保ということで、補助金等の整備もしているところです。

それから、9月議会にも予算計上していますが、九州電力の社宅について、整備できないかということで、今ふるさと留学の子供たちの宿泊施設の確保等も含めて、移住定住の政策について進めているところです。現在空き家調査をしたところ、貸してもいいですよという方が思ったよりも少なくて、なかなかできないところもあるのですが、今、窓口にも再度週報とかを見られて、まだ大丈夫かということも、ちらほらきているようですので、今後そういった施策については、いろいろ進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今お話し申し上げた女性の活躍アイランド形成ということで申し上げましたが、ぜひ総務企画課長におかれでは、地方創生交付金にからむことですので、地方創生関係の交付金をしっかり使って頑張っていただきたいと考えます。

今申し上げましたツアーガイドをしっかりと養成、確保して活用すること。それから地場産品、特産品の開発を軌道に乗せていただきたい。

三つ目の移住定住化の促進、この三つをいろいろ申し上げたいことは、ほかにもいっぱいあるのですが、ぜひ今取り組まれていることも含めて、もっと頑張っていただきたいと思います。

いずれにしろ、来年春には、国立公園の指定を受けるわけですし、また再来年の夏頃には、「奄美・琉球」世界自然遺産登録がなされるという見込みになっていますので、このタイミングで考えますと、先に申し上げましたDMOの組織化、稼動化、それと与論観光の拠点施設となる海の駅の稼動とあわせまして、ぜひとも早急に実現を図っていただいて、成果を出していただきたいということでございます。

今から町の経済浮揚の核となる観光客及び交流人口の持続的増加を図るために、町を挙げて数年のうちに、しっかりと受け入れ態勢の整備を急いでいただくということで、この質問の結びに山町長のリーダーシップと町長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に今議員がおっしゃったように、私たちは過去に15万人という観光客を受け入れて、その対応について、いろいろと反省をさせられたことがあるのですが、それを踏まえながら、これから私たちの島がどういうふうに発展していくか、私たちの島を大事にしながら観光客の増加を

図っていく。また島民も、本当にこれで良かったなと言えるような、そういう観光のあり方、そして客との接し方、あるいは客の来島によって、我々島民も文化的にも成長していくような、そういう観光の島にしていけたらなと思うことです。ありがとうございます。また皆様の知恵も貸していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございました。

それでは、次の質間に移ります。放置船、廃船、あるいは老朽化した施設が海沿いにあって非常にあまりうれしくないような施設が残っているのですが、なぜ、これを今問題にするのかといいますと、国立公園の指定、あるいは世界自然遺産の登録を考えると、早急に見苦しい部分をきれいにしなくてはいけないというのは、誰が考えてもわかることで、ぜひ取り組んでいただきたい。以前にも高田議員から2回ほど質問が出ていましたが、なかなか具体策が出てこない。あまり動きが見えないというのが実態でございまして、ぜひ今回急ぎで取り組んでいただきたいということで質問をさせていただきました。

今更ですが、この廃船、放置船、老朽施設の問題について、3点ほど町民からもそのような意見を聞いておりますので、申し上げてみたいと思います。

まず、問題点の一つは、やはり巨大な大きなごみということで、景観上どうしても目立ってしまうということが、まず問題です。

それから2番目は、台風が近づきますと、船を持っている方々は、船揚げ場の上のほうに移動したり、そういういた追い立てられるように急いで避難作業をしなくてはいけない際に作業の邪魔になるのです。同じように船を持っている漁業者であったり、プレジャーボートを所有している方々の作業の邪魔になるという声が上がっていますので、それが2点目の問題点です。

あと大きな船を揚げ場から少し離れた茂みの中に置いたりしているのですが、そうなりますと、置かれた場所は誰も利用できないし、私物化されていくような状態になるのです。それが3点目の問題だと思います。改めて、戻りますが、こういった実態を実際に調査して、リスト化というのは多分されていないと思いますが、例えば、どこどこの浜に完全に捨てられていると思われるものにはどういったものがある、グラスボートだったり、サバニだったり、そういう書き方として、内容、あるいは所有者、あるいは所有者不明とか、そういういたリストをつくっておく必要があると思いますが、そこはどうでしょう。主管課はどこになるのですか。漁業だと産業振興課、あるいは全体的には環境課になるのでしょうか、考え方、実態をお聞きしたいと思いますが、産業振興課長と環境課長に、ひと言ずつお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問にお答えいたします。

本当に今御指摘のとおり、あちこちに放置が見られますが、産業振興課で管理していますのが、与論港と百合ヶ浜港、茶花漁港、麦屋漁港を除く浜辺とかに設置してあります船揚げ場、もしくは巻上げ施設の周辺に置かれている船等が産業振興課サイドで今やっているところです。

今の御質問ですが、簡単に申し上げますと、個人的な所有物がいろいろと多くて、すぐ撤去しろと、なかなか言えないのが現状ですが、御指摘のとおり、これが誰のものであるかという調査は、今のところしていないのが現状です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 私どものところでは、所有者とかの関係では調査はしていませんが、海岸清掃の関係もありまして、調査した内容が少しあります。長期的に放置されている船が、見て、台風の時に揚げて、すぐおろすと思われるものは数えていませんが、漁船が全体で14隻、グラスボートが7隻、遊覧船が7隻、ヨットが2隻、その他で5隻ということで、37隻ぐらいが長期的に放置された船ということで認識をしています。その中でおそらく、これはもう使えないだろうと、廃船だろうと思われるものが、12隻あります。海岸ごとにには、いろいろ調べてあるのですが、37隻のうち12隻は明らかに、再生不能な船だと解釈しています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございます。私もこの質問をするに当たり、島の周りを回って見てきました。今、環境課長からありましたように、確かに30隻から40隻ぐらい、そういった疑わしいものを含めてありました。

建設課長には質問していませんでしたので、建設課長にお尋ねします。

例えば、コースタルリゾート、麦屋漁港もですが、コースタルに特に大きなものが目立つのです。立長の漁港も極めて大きいものがありましたが、そこは置いておいて、コースタル、それから麦屋を含めて、所管する県庁との連携で、しっかりと処分をしていただきたいと思うのですが、そのあたりの考え方を確認します。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。建設課のほうで管理もしくは委託されているところについては、廃船もしくは放置されていると思われるものについては所有者を特定して撤去なり、それ相応の対策を講じるように指導をしています。県とも連携をしながら、そういったことについてはやっていますので、一応対応しています。対策を講じています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、課長の説明では「対応している」というお話ですが、実際は、まだ全然動いていないのです。まだコースタルに残っているのです。コースタルに放置船がいくつかあるということで、ぜひ見ていただきて、県と連携を図って早いうちに撤去していただきたいと思います。

ほかにも供利漁港の大型トイレのすぐ北隣に、大きな双胴船がそのままが放置されて、ガジュマルもその船の中に生えているのですが、あれも非常にどうかなと思しますので、所管する産業振興課ですか、これは、ぜひお願ひします。

時間が迫ってまいりましたので、急ぎで結論を申し上げて終わりにしたいと思います。

条例、規則にどういったのがあるかと、よくわからない部分もあるのですが、例えば環境美化関係では、環境美化指導監視員設置要綱というのがあるようですが、その中に環境美化という広い概念で、地主とかそういった人たちに、これは撤去すべきだという指導もできると思うのですが、そういった指導をすべき立場にあると思われるのですが、環境美化指導監視員の実態、活動と、もう一つ、「ごみのない島、さわやか条例」というのが平成7年に条例をつくられましたが、これはよく読んでみると、空き缶等のごみの散乱防止と環境美化といううたい文句で、これは対象外かなとは思うのですが、ここにも環境美化推進員というのが、町長が選定して必要な協力を求める民間の委員という位置づけで言葉があります。この環境美化指導監視員と環境美化推進員の二つがあるのですが、これについて簡単な説明を環境課長にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） ずっと前だと思うのですが、議会やほかの地域の方々からも提案があって、この条例を制定したとお聞きしていますが、前の担当課として、今の私ども環境課においても、この監視員とか、推進員というのは、まだ委嘱した経緯がございません。その代わり郵便局と協定を結びながら、配達員とかの方々に監視をしていただきて、報告をしてもらうとか、我々のところは海岸清掃の方々がいますので、毎日点検をしながら、不法投棄があったり、いろんな中では監視をしながら撤去もしながら行っているところです。

この前、総務企画課でも郵便局と提携を結ぶということで、子育て支援であったり高齢者の対策であったり、ごみの違法投棄であったり、そういう面についての協定を結んでいるということで文書が回ってきておりました。今のところは推進員、監視員については委嘱をしていないのが現状でございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 実態にそぐわないのであれば、その条例、要綱は、その部分は廃止してもよろしいかと思いますが、いずれにしても、そういったことは小さなことですので、結論を申し上げてみたいと思います。

こういった問題を解決するための方策としては、みんなわかりきっていることではあるのですが、まず基本的なことは町民が景観美化に関する意識啓発、行政指導、そういったことをしっかりと徹底していただきたいということ。あるいは、例えばですが、以前の議会でも高田議員の質問に対して答えが出たようですが、その後なされていないようですが、処理対策協議会、要するに組織化をしてしっかりと対策を練っていただきたい。処理対策協議会を設置することで、それを構成するいろいろな漁協だったり役場だったら、今でも横の連携が少しどうかなと思うのですが、建設課、産業振興課、環境課、商工観光課、四つの課にまたがっているのですね。そういったことで、構成団体でしっかりと確認をしながら役割分担をしっかりと決めていただいて、そして、みんなでしっかりとやりましょうよということで合意を図っていただきたいということです。

それから、その他の方法としては、処理コストが結構かかりますので、処理コストとか、あるいは処分に至る手続き、そういったことがわからない方もいらっしゃるかもしれません。そういった手続きの支援をしっかりと行う、あるいは島外の処理業者というのが全国にあるのですが、近いところでは沖縄の本部にも、その処理業者がいらっしゃるようですので、そういった方々を、例えば旅費だけこちらで出して来ていただくとか、そういう方法もあろうかと思います。そういった方法をとっていただきたい。

あるいは、あまりやりたくないのですが、罰則規定をしっかりとつくっていただきて、厳しいのは問題があるかもしれません、ある程度効果のある罰則規定を含む条例をつくり直すとか、可能であれば、これも高田議員が前にただしたのを見ましたが、最後の手段だと言えるかもしれません、いわゆる行政代執行法という法律があるのですが、これに基づいて強制執行のできる、行政が強制執行ができる条例をつくるとか、そういったことが考えられますので、ぜひ町長部局でしっかりと頑張っていただきたい処理をしていただきたいということです。

いずれにしても、この廃船、放置船の問題というのは、処理コストが高いとか、あるいは所有者が特定しにくいとか、先ほどありましたように、あるいは財産権、個人財産権との関わりなどで直ちに解決は難しいのですが、国立公園の指定後の我が町のあるべき景観、そういったものを考えたときに、ぜひとも早い時期に解決をしなくてはいけない課題の一つだと考えますので、ぜひお願ひいたします。

最後に、こういった行動に移せばすぐできることだと思いますので、ぜひ頑張っ

ていただく意味で、改めて町長の意気込みを確認しまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 島の景観を保つために、本当にいろいろと御提案をいただきまして、ありがとうございます。本当に一番考えるのはコストの面と、個人財産ということで、いろいろ話し合いをしながら検討を進めているのですが、これもまた、今後いろいろな手続き等も踏まえながら、みんなの知恵を借りながら取り組んでいきたい。本当に島の守るべき自然を守っていく、あるいは一人、二人の不心得な住民の行為によって、大事な島民の財産が守れないということにならないように、今後頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。残り3分です。

○2番（沖野一雄君） はい、ありがとうございます。

最後に申し上げたいことは、こういった非常に今大事な事業の確認をしながら質問をさせていただきましたが、行政というのは、私も行政おりました関係で肌でわかるのですが、いろいろ新しいことが出てきたとき、効果のある事業を推進しようとするときにできない理由を考えてしまうのです。できない理由、時間稼ぎをする理由、それが行政の欠点だと私は思いますが、そうではなくて、何とか難しい問題をできる方策、どうしたらできるんだろうかということをしっかりと考えて、それに予算を付けて、人を付けて行動に移していく、それが非常に重要だと思います。そういう意味で、今日は与論の国立公園化、周辺の世界自然遺産化の波をしっかりと捉えて、与論らしさをアピールし、与論に来ていただくお客様が満足して帰られる、そういう島づくりができれば間違いなく与論は発展すると思いますので、先ほど町長が当初にありましたように、ヒューマンツーリズムが与論ができるように全力を挙げて町長がリーダーシップを發揮していただき、頑張っていただきたいことを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時15分から再開します。

—————○—————

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） それでは、よろしくお願ひします。

4番。

○4番（林 敏治君） 平成28年第4回の定例会の一般質問を行います。

1 公園整備について

(1) 魅力ある観光地づくりによる観光振興対策と子育て環境の整備という観点から、美しい皆田海岸の公園整備の必要性が痛感されるが、町長はどう進める方針であるか。

2 若者定住促進対策について

(1) 人口減少、少子化対策の一環として、町育英奨学資金の貸与を受けた者がUターンして定住した場合、返還金を所得に応じて減免するなどの対策を講じる考えはないか。

3 畜産振興対策について

(1) 近年、沖縄県の糸満市、今帰仁村においては、年3回の山羊競り市が開催され、肉の需要が高まる中、価格も上昇している。本町にも多くの購買者が訪れているが、供給不足となっている。この機会にJAと一体となって、優良繁殖山羊貸付事業を導入して、増産に取り組む考えはないか。

4 産業振興対策について

(1) 地域資源を生かした特産品の開発を強力に支援するとともに、本町の農水産物を加工販売するなどの6次産業化を積極的に推進する考えはないか。

以上、4点お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、1点目の公園整備について、お答えを申し上げます。

皆田海岸は、国の特別区域に指定されるなど、景勝並びに豊かな生態系を有した島を代表する観光地であり、また、古里祭りや漁業など、地域の文化・交流を育む憩いの場でもあります。現在、この地は漁港整備・防災整備の後、平成24年度に奄振事業を利用した公衆トイレを整備しましたが、利用できる土地が狭いだけでなく、地権者の同意が得られなかつたため、白地を利用せざるを得なかつた経緯があり、用地確保が厳しい状況であります。このため、更に海側を利用する方法しかなく、逆に景観を損ねてしまうほか、子育て環境の整備のため、遊具や広場など十分な施設も整備できない状況にあります。

このため、まず用地の確保が重要ですが、地域の方々の強い熱意と協力のもと、一体となって取り組めば、公園整備の可能性も見えてくると考えます。

今後、地元との調整を図りつつ、県が行っている観光地整備事業や奄振事業を要望・活用するなどして対応していきたいと考えています。

次に、3番目の畜産振興対策についてです。

山羊貸付導入事業につきましては、昭和63年頃に、JAの有志で熊本県から導

入した経緯がありますが、おなかの中の寄生虫などが原因で多くの山羊が腰麻痺などにかかった経緯があります。

それから、数年前までのJA担当者が山羊農家を回り10頭前後をまとめて、沖縄へ出荷していましたが、近年は山羊の頭数が減り、まとめて送ることが難しい状況になり出荷できなくなりましたが、山羊農家からJAへ出荷の依頼が増えたため、JAで今帰仁家畜市場の視察を行い、山羊出荷体制について北部地区畜産振興センターと協議してきています。

市場に出荷できる体制はほとんどできていますが、これから出荷頭数を把握し、流通コスト及び病気になったときの体制等について、関係機関と協議を重ねていきたいと考えています。

次、4番目の産業振興対策についてです。本町の基幹産業である農水産業と観光業の振興を図るためにには、地域資源を生かした特産品の開発が重要な課題であると痛感しています。本町においては、これまでにも団体や民間業者主導での特産品開発が行われており、個々の事業者においては様々な特産品も開発されています。

その一方で個々の事業規模が小さいことなどから、販売展開に課題を抱えている事例も多く、町内の特産品等を総合的に販売するシステムの構築も大きな課題であるため、現在設立に向けて取り組まれているDMO組織等についても、今後、積極的に活用していく必要があると考えています。

また、新たな特産品の開発については、平成28年度地方創生推進交付金事業を活用して水産加工品関連機器導入を行い、旬の漁獲物を加工することにより、高附加值化を図り、販路開拓の取り組みを進めていきたいと考えているところです。

また、農産物につきましても、規格外品の活用を中心とした特産品開発の要望が高いことから、当該交付金等の補助事業を活用しつつ事業者が生産、加工、販売まで一貫して行う6次産業化や異業種が連携して行う農商工連携、DMO組織の活用などにより、特産品の開発支援や販路開拓及び、それらを担う人材育成に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは質問の2番目、若者定住促進対策について御答弁申し上げます。

現在、与論町の奨学金は本年度までに423人に貸与しています。本年の貸与者は12人でした。

さて、若者定住促進のためにUターンをして定住をした場合、返還金を所得に応じて減免するという提言ですが、若者の定着のための施策としては、意義あるもの

であると理解しています。

一方で、地域に戻って働く人への無償の奨学金制度は、鹿児島県でも始まっています。減免制度の適用をした奨学金については、考慮すべきことがあります。減免分の予算と対象者の選考をどうするか。対象者の所得額をどう査定するか、定着の期間をどうするか。既に帰島し、返済している方との調整はしないでよいのか。

また、この減免制度の周知など、検討すべき課題が想定されます。定住促進のための奨学金制度のあり方については、現時点では減免、あるいは無償制度の適用をしている県や市町村の導入、対応状況、成果や課題を十分観察してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 1点目の公園整備についてですが、昨年皆田海岸の公園整備に関する陳情がありました。そこで環境経済建設委員が全会一致で採択をしていました。その陳情書の中身としては、将来に向かっての観光地づくり、観光客の誘致、あるいは住民の憩いの場として一番大切な場所であること。あるいはまた歴史・文化が学べる場所であるということで、これは全会一致で採択をしています。

また、これに反対する者はいないと聞いていました。そういうことでありましたが、この答弁書を見ますと、何か平成24年のことを持ち出してくださいて、難しい、その土地に反対する人がいるように私は考えていますが、これは現段階で調査をしなくてはいけませんが、その辺の関連はどういうことで、こういう答弁をされたか、そこを課長にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） それでは、お答え申し上げます。

確かに、この皆田海岸については近年においては、古里祭りだとか、たくさんの市民の憩いの場としての活動というか、活躍されており、また観光コースにもなつておらず、たくさんの観光客が訪れています。

この施設につきましては、以前担当からもいろいろお話を聞いて、トイレの前の周辺には、これはできるということは間違ひございません。しかし、私どもの陳情を受けた中身について申し上げますと、休憩場、ベンチ、道路の整備も必要だし、駐車場も必要です。そして、芝生の広場、転落防止柵、名勝の説明である観光案内板も一緒に設置をしなければならないと今考えているところです。

公園整備等の施設整備については、環境共生、そして利用者の知識の関心やマナー向上を含む自然環境学習と利用者の安全確保、高齢者の配慮などを考えながら重点的に整備をしてまいりたいと思いますが、これは過去の話を持ち出して大変申し訳ございましたが、今後、地域住民の方々と、どのような形で、どこの場所

に、どういう形でしようかというのは、私もこれからでございます。新しく機会をもって町民の方々、関係者の方々と説明、それから意見を調整しまして、また地区の選定もするのか、海岸の前だけでいいのか、そして景観もいいのか、そういうことを含めながら、全体的な構造の中で、いろいろと一つ一つ取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） やはり皆田海岸の離れ島の景観というのは、ものすごく私は大事だと思います。与論1周しても、ピヤンチク離れ、それから皆田離れしかありません。ですから、この景観を大事にしながら、やはりできる限り景観を損なわないで公園整備をしたほうがいいのではないかと。また地元からも相当要望もされているようです。そういうことで、この公園整備については、極めて私は重要だと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、若者定住促進対策についてです。若者が定住するには、住宅や雇用、結婚・出産・子育てなど、多くの課題を解決しなければならないと思っています。しかし、その中でできる範囲として、町の育英奨学資金の返還の減免について私は質問しているのですが、これについては、家族や本人の手出し、負担を軽減する、そしてまた、それを手厚く支援していくことが、私は与論に帰ってきて良かったなど、また島外に出ても、こういう制度があるから、やはり与論に帰って住みたいという一つのメリットですか、そういうことも打ち出していいのではないかと思います。そういうことに関して、町長どう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるように、本当に若者定住のためには、私たちが育てた子供たちが都会で学習をし、また学校で勉強したものを持ち帰って、島で活用していただきたいというのは、本当に切なる願いです。

そういうことで、この奨学金の返還については、今後もみんなで考えていく、良い方法はないかということを模索しながら減免、あるいはいろいろな返還について考えを進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 現在、町の育英資金の返還金の未収金もあるということですが、これを解決をするためにも、私は必要ではないかという気がします。教育長どうですか、これに関しては。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） ありがとうございました。現在の未収について、少しだけ御報告をしたいと思います。

今、未収が12件、だいぶ職員の頑張りによって回収を今年度してございます。400万円余りあったのが、80万円近く回収をしまして、高田議員からもあったのですが、5年間過ぎたら駄目だよとか、法律的にいろいろあるのです。ですので、確約書をとって払っていただくということで、奨学金の未収金については減少傾向にあるということです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） できる限り未収金の回収をしていただきますようにお願いします。

それと、財源の問題については、財源確保ということが一番大事だと思います。いろいろなところから財源を持ってくるということですが、ふるさと納税なり、サンゴ礁基金なり、いろいろなことが考えられるのですが、教育長、この財源の確保については、どう考えておられるか、お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃられるとおり、奨学資金としての財源は別になっています。今、町長からもありましたように、ふるさとの若者定住促進対策として、Uターンの補助をするとか、無償にするというものについては、そういう名目を打って、新しく財源を様々な形で集めるというシステムづくりもあわせて考えなければいけないだろうと、例えば、町の一部を充てるという方法と、各奄美会のそういったものの寄附金も使うとか、先ほどのサンゴ礁基金をもう少し教育資金に充てるとか、そういうこともあわせて考えていく必要があると考えます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 今後検討をして実現できるように、ひとつ強く要望しておきます。

次、3点目の畜産振興対策についてですが、牛農家は最近、高齢化によりまして、戸数が少し減少していて、大規模農家が増えているということを聞いています。こうした中、山羊については家畜として古くから親しまれ、肥育されています。また、食肉用の肉としての食文化も根付いています。そういうことで、近年はいろいろな除草であったり、癒やしであったり、ペットとして飼われているのです。そういうことから、全国のサミットというのも開かれています。本町においても若い世代から中高年まで山羊を飼育したいという方が最近多いのです。やはりこれは、山羊の価値観や考え方が変わってきているのではないかと私は思うのです。

それで、この答弁の中にありますように、これは昭和63年にJAあまみが導入したことをこれは答弁されているようですが、こういう古い考えではなくて、これから新しい産業として牛は飼えない、牛を手放す人、あるいはまた癒やしを求め

る人、いろいろな方がいらっしゃいます。また、観光客にも愛されます。そういうことを考えたときに、こういう発想というかアイディアを出して、これからはやってみる必要があるのではないかと思って、私はこういう質問をしているのです。

また、山羊の貸付導入ということに関しては、沖縄県の方々とよく話をするのですが、名護市にいきますと、名護市の方が新しい品種を導入しています。新しい品種を導入して、これは今の野山羊とかそういった雑種ではありません。体重が100キロから200キロに大きくなる山羊なのです。その山羊の今の値段がキロ二、三千円です。例をいいますと80キロで大体20万円から25万円なのです。これは、とてもではないが一農家が手に入れることはできません。ですから、こういった品種を考えていただいて、導入をしていただければ大変ありがたいと思っているのです。

その点に関して、これから私どももいろいろ研究し、そして生産組合というのを立ち上げないといけないと思っています。また前向きに考えてる人がたくさんいらっしゃいます。そういうことで、どうか今後とも、この件に関しては強力に推進する必要があると考えています。担当課長、どう考えているか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 63年度のことを持ち出したことは、まずお詫びさせてください。

今御指摘のとおり、山羊のことに関して、先月JAの担当が今帰仁村の家畜市場に出向いて調査をいろいろとしていまして、この答弁書の中にもあるとおり、いろいろな競り市場での手数料のこととか、全部相談してきているという話を聞いています。今、今帰仁村とかは年に3回やっていまして、ニュージーランドからボア種という肉用山羊、大きくなれば150キロぐらいになるといったボア種を導入し、また違うところからザーネン種という乳山羊ですが、これが63年度に導入した山羊の種類です。その二つをかけ合わせて、人工授精師も養成して、沖縄のほうでは山羊のブランド肉をつくろうということで今頑張っているということをインターネットなどで調べたり聞いたりして、一応承知しています。

この与論島でも、その山羊を今JAの週報で、山羊を売る方は何日までに来てくださいとか、売りたい人はという文書とか、また山羊を飼いたい人がいればという文書も、先週各農家に回ってきているかと思います。昨日の段階で購買者の申し込みが3、4件ぐらいはきていると、売る方も2、3件ある状況です。それと、山羊は農業共済の家畜の対応ができない品種なものですから、病気にかかったりしたときには全部自費ということになったりすることもありまして、事業を導入することに関しては、これは関係機関でよく相談した上でしていければ、先ほど林議

員がおっしゃったとおり、高齢者に向けても良い楽しみが増えればいいかなと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 課長は、よく勉強されているようですので、私もその中身を少しだけ説明しようかなと思いましたが、もういいでしょう。と同時に、これはJAと協議をしながら取り組んでいただきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、4番目に産業振興対策についてです。これは6次産業のことに触っていますが、現在特産品の開発については、地域おこし協力隊の方々が積極的に進めていると思うのですが、今の状況はどうですか。それを説明してもらえますか。どういうのを開発しているか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 私のほうで把握をしている特産品について、申し上げたいと思います。まずは、薬草の関係が山悦子さんを中心に進めています。担当は佐藤さんのほうでやっていただいているのですが、一番この6次産業を推進していく中で、非常に難しいところもあるようです。というのは、いろいろな特産品というのを開発して最終的に第3次産業、つまり販売までいきつかないというのが今大きな課題のようとして、その報告を見ますと、我々で今考えているところは、経営資源が限られていますので、そういった中でお土産の部分をどうやってつくり上げていくかというのに重点を置いていかなければと考えているところです。特産品は、あれもこれも結構出ていますが、まだ販売ルートに乗せられない、乗せられないというのは、先ほども申し上げましたとおり、絶対量がないから、生産量がないからそこまでいかない。ですからお土産の、最近観光客も増えてきていますので、手軽に持ち帰って話題性のあるようなものを開発できればと思っています。その量につきましては、まだ把握はしていません。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ふるさと納税の謝礼品として、やはり目玉商品をつくる必要があると思うのです。ですから高額な見栄えのいいものとか、ほかのところに比べると、何もないのですが、なんとか目玉商品をつくれないかと思って、私は今、自分なりに考えているところです。それと同時に6次産業化が、やはり難しいのです。特産品加工センターをなんとか利用していただいて、またそこの整備をする必要があるのではないかと思うのです。やっぱり農家が6次産業をしたいという方もいらっしゃいます。それを利用できるように、ある程度考えて整備をする必要があるのではないかと思っています。町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにおっしゃるとおりです。加工センターの活用につきましては、再三いろいろな方から御指摘がありまして、今後また整備を進めていって、本当に農家の方々が気楽に行って活用できるように、また、みんなで仲間同士でいろいろな研究をしながら利用できるように進めていきたいと考えます。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。6次産業化というのは、なかなか難しいとは聞いていますが、これをなんとか実現できるようになんなで協力して頑張っていただきたいと思っています。

最後に副町長、決意のほどをよろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） やはり特産品加工場とかを使って商品を開発するというのが、まず第一です。その次に、今度は個々の今、大変失礼な言いかたなのですが、零細企業の方々を集めて、それを製品化していくというバックアップの体制づくりが非常に必要かなと思っています。そのためには、もちろん組織化されているJA、あるいは漁協を中心に、もう一度、それぞれの各ポジションでやってきた部分を線で結んで島の特産品として開発ができれば大変ありがたいと思っていますので、今後もまたいろんな角度から検討しながら、進めていきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 以上、皆様方に期待しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。時間までに御参集お願いいたします。午後1時です。

-----○-----

休憩 午前1時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、川村武俊君の発言を許します。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2016年、第4回定例会において、先般の通告に基づいて質問いたします。

1 堆肥センターの運営について

- (1) 独自のシステムで運営されている堆肥センターは、畜産農家はもとより、環境保全対策としてもなくてはならない施設である。近年は、牛の増頭が図られていることから、これまで以上に効率よく循環処理を行うことが求められているが、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。
- (2) 中熟堆肥には、雑草の種子が多く含まれており、散布後の雑草の繁茂が著しいが、対策をどう講じていく考えであるか。

2 水道施設の管理運営について

- (1) 最近、水道水に含まれる石灰の量が増えているのではないかと心配する声が多数寄せられているが、水質や水道施設に問題はないか。
- (2) 老朽化した配水管の取替え計画はどうなっているか。
- (3) 今後、水道施設の老朽化により、維持管理費の増大が予想される。水道使用料の未収金等が更に負担を大きくする可能性が考えられるが、対策をどう講じていく考えであるか。

3 桜島の大噴火による影響について

- (1) 桜島大正大噴火規模の噴火が数十年以内に起きるおそれがあるとの専門家の研究報告があり、噴火警戒レベルが引き上げられた。この大噴火が起きれば島内への物流等に支障を来す可能性があると考えられるが、町長はどのように認識し、対策をどう講じていく考えであるか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

まず1番目の堆肥センターの運営について、効率よく循環処理を行うにはどうするかということでした。本町の畜産農家戸数は、高齢化等により減少傾向にあります、昨今の子牛価格の高騰等により、畜産農家の多頭飼育化や専業化が進んでおり、更に牛ふん回収依頼農家の増加もあって、堆肥センターへの牛ふん受入量も、これまで7,000トンから8,000トンで推移していたところですが、平成27年度から急激に増えて1万トンを超える状況にあります。

一方、堆肥利用量については、年々微増はしていますが、昨年度の利用量は約4,000トンにとどまっており、受入量が堆肥利用量を大幅に上回っていることから、現在受入れスペースがほとんどない状況で、堆肥製造や早期回収に大変支障を来しているところであります。

また、本町の場合、牛ふんの水分率が高く、堆肥化に長期間を要していることから、畜産農家の皆様にも文書等で堆肥舎の設置や、水分率の低い良質原料になるよ

うにお願いしているところです。

今後、町内の堆肥利用を推進しながら、島外への販路拡大も図り、低成本で早期堆肥化処理ができるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、中熟堆肥の問題でございます。

堆肥の雑草処理は、水分率を約60パーセントまで落とすと、堆肥の発酵が始まり、発酵温度を60度以上にした状態で、約3日間寝かせると、雑草種子や雑菌は死滅すると言われていますが、完熟堆肥の製造工程では、温度を上げた状態で約20日間寝かせて攪拌する作業工程を4回から5回繰り返して製品化しています。

御指摘の中熟堆肥につきましては、発酵温度が上がっていないう状態で提供をしている関係で、現段階ではどうしても雑草種子の混入がありますので、散布希望申込みを受ける際には、雑草種子や異物の混入等の説明をした上で御理解を得て、散布を行っているところです。雑草処理できた段階で堆肥となると、料金の見直しも検討しなければなりませんが、本町にあった低成本で早期堆肥化処理ができるような方法を検討し、良質堆肥の生産に努めたいと考えています。

次に、水道施設の問題でございます。

まず、水質につきましての質問がございました。硬度（カルシウム・マグネシウム等）の水質につきましては、厚生労働省が示している硬度の基準値は300ミリグラムバーリットル以下であります。現在200ミリグラムバーリットル前後で推移しているため、硬度の水質については、特に問題はないと考えています。また、電気透析装置は運転開始当時から負荷のかかる能力限界ギリギリの運転が15年以上も継続されているため、電気透析装置の劣化等により、運転開始当時よりも若干ですが石灰の量が増えています。現在の設備では、これ以上の硬度低減はできないことから、今後イオン交換膜の全交換が予想され、多額の予算が必要となつてていくため、現在の電気透析装置EDを新しくした型で膜の両端のプラスとマイナスの電極の極性転換を定期的に転換することにより、膜の劣化とスケールの付着を防止し、快適な水の水質項目基準である硬度100ミリグラムバーリットル以下にするために、初期投資はかかりますが、ランニングコストが低減できるEDR方式の導入も検討しているところです。

水道施設の老朽化の問題でございます。

老朽管につきましては、経費節減の面から町の道路改良工事と連携しながら布設替えを行っているところです。また、水道課独自の建設改良工事でも老朽管路及び漏水多発地区を選定し、順番に布設替えをしているところです。今後も耐震化も含めた管種で更新を計画的に進めてまいりたいと考えています。

次、水道使用料の未収金についてでございます。

浄水場施設及び各施設の維持管理につきましては、更に保守点検項目の充実及び効率化を図り、経費節減を努めてまいりたいと考えています。また、水道料金は受益者負担の平等性から理解を求めながら使用料3カ月以上の滞納者には、給水停止予告通知書の発送や納入誓約書の実行等で納付していただいているところですが、それでも納付してもらえない滞納者には、公共料金の平等性を深く認識してもらえるよう与論町水道事業給水条例に基づいて、給水停止を執行し、今後も自宅訪問等、確実な徴収に取り組んでまいりたいと考えます。

次、三つ目の桜島の大噴火による影響についてでございます。

桜島の大噴火は、離島物流の拠点である鹿児島新港を含む錦江湾一帯の港湾施設、航路への甚大な被害が推測され、本町ばかりでなく、本県離島全体への食料等を含めた物流に大きな支障が出ると考えられます。鹿児島県においては、鹿児島県旅客協会や鹿児島県港湾建設協会、石油連盟等と災害に関する協定を結び、大規模災害時における被災者救出、支援物資の緊急輸送や港湾・漁港施設における災害・事故発生時の応急対策、緊急的な燃料供給などを規定により定め、緊急時の対策を講じています。

御指摘の内容につきましては、鹿児島県の離島や沖縄県を含む住民生活に最も影響を与える問題であると認識していますので、奄美群島の全市町村と連携しながら、国・県を交え対策について協議をしてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この堆肥センターの牛ふん回収の問題なのですが、畜産農家から牛ふん回収が滞っていることについて、今後どうなるのか、本当に心配する声が寄せられています。御答弁にもありますように、受入量が堆肥利用量を大幅に上回っているということで、受入れスペースがほとんどないような状況であるという御答弁をされています。

今後、堆肥センターの受入れスペースの拡張が必要になってくるかと思われますが、今後どのようなお考えかお聞かせください。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 堆肥センターは平成17年度に95件の畜産農家が参加をする規模でのスタートとなっていました。ところが今、2.3倍の218戸という、本当にすごい数の参加でございまして、敷地面積から全てが全く足りない状況になってきています。それで今、産業振興課で検討しているのは、できるだけ水分量の多くない良い堆肥をみんなでつくって、それを出していただく、または中熟堆肥をみんなで利用して、今ある施設を広くするというのもなかなか問題があるかと思いますので、そういうことを踏まえながら、何とか良い堆肥づくり、お互い

に使用農家の皆さんと一緒に協力をしながら、また一般の農家の方々への中熟堆肥、完熟堆肥の利用についてもお願いをしながら進めていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この堆肥の循環的な処理を行うためには、やはり堆肥の製造方法というのですか、そういうのをこれからも改めていかなければいけないように思われますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の御質問なのですが、先ほども申し上げましたとおり、これはあくまでも畜産農家の方々と役場と協力をしながら、牛小屋のつくり方の問題や、水分量を減らす方法をしていかないと、完熟堆肥ができるまで今90日から100日ぐらいかかるのが現状です。それをいかに水分量を減らすことの対策をみんなでしていけば、なんとかできないかなということで検討をしています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） いろいろと私のほうも農家の方や、そういうのを扱っている方にお聞きしますと、どうもこの菌の中には、嫌気性菌とか好気性菌というのがありますし、こういったのを効率よく、いかに活用させて回転を効かせていくか、こういったのもこれから先考えていく必要があるのではないかと農家の方からも指摘されているところです。

今、アイドラ等を使用されてやっているかと思いますが、菌の中には「EM菌」や「えひめA I」という菌もございます。そういうのを試験的に活用していく方法もやってみる必要があるので、実験的にやってみる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今、農業共済のほうで商品名を言ってすみませんが、アースジェネターとか、そういうのを牛に投与すると、ものすごく牛の胃の活性化がよくなつて、ものすごく良いと、子牛に対しても非常に良いと、そういうのも現在27件ぐらいの農家が使用されているようです。

また、いろいろバチルス菌とか、酵母菌とか、そういうのを、先ほど川村議員がおっしゃいましたとおり、そういういろいろな菌を使った牛舎への散布も全国的に広まっていると聞いています。そういうのを活用できるように改良組合の皆様方とも関係機関とも相談をしながら進めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私がお聞きしているのは、当然農家の堆肥にというのも今後と

も問題にしていかなければならぬと思うのですが、堆肥センターの堆肥製造の方法に問題はないかということを今質問しているのです。ですから、そのあたりを農家に転換しないで、皆様方がやっている堆肥センターの方法は、本当にこれでいいのかということを私は質問しているのです。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 現在の与論町の堆肥センターの方針は、当初決めたとおりの方法で、ずっと販売して、良質堆肥をいかにつくれるかということで頑張っている関係上、私的には間違っていないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 課長が間違ってないというのでしたら、間違ってないんでしょ
うね。しかし、それは外から見れば間違っているから、そういう質問をしているのであって、私は課長が間違っていないといえば、それは課長自身は間違っていないでしょう。外から見れば、ちょっと違うのではないかと、私は言っているのです。それを見直す必要があるのかないのかを今後そういったのをやっていく必要があるのではないかと思われますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） この問題に関しましては、後ほど上司とも相談をして、はっきりと結果が出るものであれば、そういった検討が必要であるという結論に達した場合には、そのようなことも考えなければいけないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もちろん私はほかの堆肥センターとか、そういったのを回ってもらって、いろいろな情報を収集しながら本当に与論に合った堆肥センターのあり方というのを見直していただきたい、見直す必要がなければそれでいいと私は思っているのです。ですから、そういったのを再度検討していただきたいということです。だから、課長が間違ってなければ、それは間違っていないでしょう。

でも、もう一度原点に返って本当にこれでいいのかということでやっていただきたいということです。もちろん課長がおっしゃいますように、個人個人の堆肥のあり方については、十分に検討していかなきやいけない課題だと私は思っています。

もちろん、そういう水分量が少ない堆肥であれば、自ら自分のほ場に散布するということも十分に考えていいけると思います。そういった中で、やはり農家にとっては、マニアスプレッターとか、例えばペイローダーとかトラクターとか、そういったのは、小規模の農家にはなかなか取りそろえられないと思うのです。ですから、それをいかにして堆肥センターの負担を少なくしながら、農家が循環的に堆肥を回転できるようなシステムをどういうふうに工夫していくかというのをひとつ問題と

して考えていただきたい。これはどう思いますか、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、よくわかりました。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ぜひとも御検討していただきたいと思います。

次に、中熟堆肥に含まれる雑草の処理が本当に改善されれば利用量が、もちろん増えてくるのは間違いないと思います。私は、さとうきび農家からお聞きしたところ、中熟堆肥を入れたら、2年も3年も雑草がどんどん生えてきて、なかなか困っているという話をお聞きします。もちろん完熟より中熟堆肥のほうがコスト的には安いですし、ありがたいなと思っているところですが、なかなか雑草を消すというのは難しいのではないかと思っています。

しかしながら、難しいからやめるのではなくて、これを何とかして除去できるような、そういった方法をつくり上げれば、本当にこれから良い循環型農業というのを推進できるのではないかと思います。そういった体制をつくる考えはないか、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、私もさとうきびをつくっている農家だったので、雑草についてアサガオ類とか、そういうものについては、大変手をやいた記憶がございます。先ほども答弁したとおり、この中熟堆肥につきましては、雑草があったり、いろいろなものが含まれているけれども、それでもまいてよろしいのかという、農家の方とも説明をしながら、今まで取り組んできているのですが、今後できるだけ雑草が含まれないように、何とかそういう研究ができれば、そういうことも考えながら進めなければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ひとつ研究を重ねて、なるべく循環型農業ができるような体制づくりをしていただきたい、このように思います。

次に、水道施設の管理運営についてですが、11月に奄美群島市町村長会と、議長会が国に要望書として上水道の水質改善、硬度低減化対策というのを要望されています。本当にありがたいことだと思っています。この中身についてですが、与論島は、地質が琉球石灰岩でできており、地下水に依存する上水道は通常の浄水処理では除去できないほどカルシウム硬度が高く、日常生活への支障、湯沸かし器等のつまりなどが生じています。そのために、一部家庭では独自に高額な軟水化装置の設置や市販のミネラルウォーターの購入、ボイラー等の機器のトラブルが生じるなど、家庭の経済的負担が大きくなっています。また、近年の下水道普及の高まり

で、下水道関係機器も支障が生じており、硬度低減を図る硬度浄水施設等の整備が重要な課題となっているということで、国に要望書が出されています。

近年、ボイラーを新しく設置したり、ウォシュレットを設置したら1年ぐらいで壊れるというような、そういった苦情の声とかが寄せられています。そういった中で、本当に水質は大丈夫なのかという、そういった心配をされている方が結構いらっしゃいます。ですから、本当に大丈夫なのか、水道課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） ただいまの質問についてお答えします。先ほども町長から説明がありましたが、厚生労働省の水質基準が硬度300以下であるということですが、現在、与論町では200ミリグラムパーリットル前後あたりで推移していまして、この件に関しましては、問題はないと言えますが、まだ基準値近くいっていないものですから、大丈夫だと認識しています。ただし、町民がより硬度の少ないおいしい水の供給を求めている以上、また現在の施設が平成13年運転開始以来から、能力限界いっぱいの運転をしている関係上、施設の老朽化が進み、不測の事態を考えて設備の増強も必要となってくるため、快適な水の水質、項目基準である100ミリグラムパーリットルにするためには、やはりどうしても今のEDでは低減することができないものですから、新しい方式のEDRの導入も検討をしていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 毎年、原水などの成分分析については、調査されていると思うのですが、その中で硝酸性窒素、こういったのは10年前と比べて増えているか、増えていないか、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 硝酸性窒素のほうは、電気透析をつくる前は基準値ギリギリの10ミリグラムパーリットル近くにあったのですが、導入してからは、現在は2.7ミリグラム、上昇しても3から4ミリグラムまでの上昇しかないということで大分改善されています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 原水についての質問だったのですが、よろしいですか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 原水についても10ミリグラムパーリットルくらいの推移であったのですが、それより若干減っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） わかりました。前から原水についても、良くなっているのでは

ないかという話を聞いたのですが、前は町民のほうに、原水の分析結果はこうなりましたという文書が回っていたのですが、最近はそういったものを見かけないものですから、どうなっているかということを町民としても心配される方から、かなりそういった声が寄せられているのです。ですから、できれば1年に1回は、そういった原水を調査した結果を公表していただきたいと思います。

また、原水を守ることからも、さとうきびに施肥される肥料は、緩効性肥料に移行できないかと私は思っているのですが、喜界島では、ほとんど緩効性肥料に移行しています。これは、本当に調査をされたときに、さとうきびの肥料をやった時期と、そうでない時期と比べると硝酸性窒素がかなり上がっているということで、そういった方向に移行しているのです。

糖業振興会の会長でもあります町長、できればこういったものに移行できるように助成を進めながら、町民の意識を高めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 化学肥料の散布ができるだけ控えるようにという、適正な散布のことについても前々から伺って、また私が農業をしている時も、そのように伺つて実施をしていたのですが、今おっしゃるように本当に地下水の問題になってきますと、人々の命を守ることになりますので、そういう方向でみんなの協力を得ながら、糖業振興会の中でも協議をしながら進めていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ひとつ取り組みをよろしくお願いします。

次に、老朽化した配水管の取り替えについてですが、かなり漏水が多いのです。掘り返し、掘り返して、道路がシマウマみたいな形になっているところは、かなりあります。坂道だと自転車とかに乗っている子供さんを見ると、本当にこれで事故が起きないものかと心配されるところです。そういったことに気を使いながら、工事をきちんとされていると思いますが、なるべくこうした道路を、本当に舗装道路の機能が著しく低下している場所については、早急に対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、課長。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 確かに水道管の補修をしたり、布設した跡は沈下が見受けられますが、そういった場合は自分たちの持っている舗装材で、仮舗装復旧して、本布設復旧を業者の方にお願いして直しているところですが、できるだけ漏水がないように新しい管の布設替えをしていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 建設課ですか、道路担当課とも連携しながら、なるべく早く進めさせていただきたいと思います。

次に移ります。水道料金の未収金については、先ほど高田議員から質問されていますので、私からは、このことについては省きたいと思います。

こういった未収金があれば、例えば、せっかく国に対して陳情をしても、なかなかおりないということもなきにしもあらずですので、しっかりと対応をしていただきたい、このように思います。課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 先ほど町長からも御説明がありましたが、3ヶ月以上の滞納者につきましては、やはり公共料金の平等性から与論町給水条例に基づいて、着実に給水停止を執行しながら、粘り強く徴収に取り組んでいきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みをしっかりとやっていただきたいと思います。水道についての質問は、これで終わりたいと思います。

三つ目について、桜島の大噴火についてですが、南海日日新聞の11月3日付けの記事には、このようなことが書かれています。桜島を含む姶良カルデラの地下にあるマグマが、年間1150万立方メートルのベースで増えているとの研究結果をイギリスのプリストル大、京都大のグループが、イギリス科学雑誌電子版に発表したと載っています。東京ドーム約9個分に相当する。グループは、大正大噴火1914年の規模と時期を考慮すると、数十年以内に桜島で再び大きな噴火が起きるおそれがあるとしています。姶良カルデラは、南北約23キロメートル、東西約24キロメートルのくぼ地であり、約3万年前の大噴火で形成され、桜島は南側に位置するとしています。

マグマは地中深くから送られるカルデラの地下に蓄積され、更に桜島へ供給されている。桜島の地下にも一定量がたまっているが、大噴火前には大量のマグマが供給されると考えられている。これまで蓄積ベースの研究はあったが、高温のマグマに触れた岩石の周辺はマグマがたまりやすく、グループは姶良カルデラ地下の温度分布を考慮に入れて分析をしています。死者、行方不明58人を出した大正噴火で放出されたマグマの量は、15億立方メートルとされ、今回判明したベースなら同じ量のマグマが蓄積されるまでに130年かかる計算だということで、逆算しますと二十数年には確実に起こるのではないかと伝えています。

これが、もし起きたらどういうことが起きるかということを桜島大正噴火百周年記念誌には、こういうふうに載っています。道路・港湾・空港などの社会資本の被害と交通輸送への影響については、大正噴火時、大隅半島においては鹿児島湾岸

沿いの県道が溶岩流出による瀬戸海峡の閉鎖で溶岩に埋没したほか、広い範囲で路面が軽石を含む厚い火山灰に覆われたとしています。大正噴火級の大噴火が発生すれば、桜島内外で社会資本の甚大な被害が予想され、もし降灰が鹿児島市内に向かえば、道路、一般道、自動車道、鉄道、在来線、新幹線、港湾、鹿児島湾等も軽石を含む大量の火山灰に覆われ、大きな被害を受けることになるとしています。

降灰が北方に向かえば、桜島の北方20キロに位置する鹿児島空港の被害も避けることはできないでしょう。被害は滑走路やレーダー、建物などのあらゆる空港施設に及ぶことになります。これは社会資本への被害は、交通や物流に大きな混乱をもたらします。まず一般道、自動車道、鉄道等の降灰を除去するまでの間、通行不能になり、陸上交通と物資の輸送が麻痺することが予想されます。海上交通においては、南日本における海上交通輸送の拠点港である鹿児島港に大量の降灰があれば、南西諸島などとの人の往来や物流が停止することになると言っています。

本当に復旧するには、すごい時間がかかると思います。そうなればどうなるかといいますと、物流がストップすると、これをどう対処していくかという問題も、やはり今後検討していく必要があるのではないかと思います。

町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、川村議員の御指摘のように、本当にそういう噴火が起った場合に、鹿児島港そのものが使用不能になると、鹿児島だけに頼っていていいのかとなりますが、そういうときには、やはり他の港からも、例えば錦江湾以外のところからも品物が入ってこれるような、そういうふうなことを与論だけではなくて群島全体で考えていく必要があるし、また県も、あるいはいろんな地域団体も、そういうふうなことを想定して今後取り組んでいく必要があるだろうと思います。

何よりも、本当にそうなってくると、果たしてこの奄美、そこまでみんなで気をつけてくれるかということになりますと、やはり自分たちでそのことについては、これからも考えていく必要があると思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 本町においては、台風の常襲地帯でもあり、そしてまた、観光地でもあることから物流対策というのを非常時においては、どうしていったらいいかということをこれからじっくりと考えて島独自の方法でやっていかなければいけないと思います。

最後に、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 与論島そのものもですし、与論島だけでできないところは、奄

美群島の市町村と連携しながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） そうですね、県や奄美群島と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

私の質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 遠山勝也です。一般質問をさせていただきます。緊張しています。よろしくお願ひします。

1 さといもの疫病対策について

(1) 昨年、鹿児島のさといも種産地から購入した種いもと一緒に登録農薬のない疫病が持ち込まれ、さといも農家に大きなダメージを与えていました。口蹄疫で甚大な被害を受けた宮崎県でも、さといもの疫病が発生しており、口蹄疫予防のための消毒液や、さといもの疫病対策の看板等を役場等の公的施設の前に設置し、常に住民に注意喚起を行っています。本町でも疫病対策を講じる必要があると痛感されますが、町長、具体的な対策をどう考えていますか。

2 し尿貯留槽の整備について

(1) 茶花の山田し尿貯留槽の老朽化による地震対策と今後の整備計画はどうなっているかお尋ねします。

3 堆肥センターについて

(1) 堆肥センターは、畜産農家の牛ふん処理や地下水の汚染対策として欠くことのできない重要な施設です。現在、建設当初の計画よりも搬入量が大幅に増加し、処理が追いつかず、堆肥の品質低下等が聞かれます。町長は、これについて対策をどう講じていく考えですか。

お願ひいたします。以上。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） さといもの疫病対策についてです。さといもの疫病は、高温多湿で発生する伝染の早い病害ですが、現在のところ治療効果がある登録農薬がないことから、一度発生すると対策が困難であり、各地のさといも産地にも大きなダメージを与えています。

本町におきましても、平成26年に初発が確認され年々発生が拡大していますが、特に27年度からは導入種芋の産地である鹿児島、宮崎で疫病が蔓延したこと

から種芋不足に陥り、作付面積も例年の約半分程度にまでに減少しました。このような状況を受け、本町においては技連園芸部会を中心に疫病対策についての説明会や、集落座談会、週報等での広報を重点的に実施し、農家への啓発を図るとともに町内ほ場の巡回及び種芋産地の調査を強化し、発生情報等の収集に努めてきたところです。

しかし、28年産の導入種芋についても、種産地での疫病が発生し減収と疫病に起因すると思われる腐れ芋の多発により種芋不足となっており、当面は供給が不安定になるものと予想されます。治療農薬の登録には、あと3年程度かかると言われており、本町でも梅雨入り以降は、疫病が発生する傾向があることから引き続き、昨年どおりの予防的対策の啓発と支援策を継続するとともに、特に疫病が発生しにくい梅雨入り前の早期出荷、疫病にも予防効果のあるジーファイン水和剤の予防散布、十分な自家種芋の確保について、更に農家への啓発を強化してまいりたいと考えています。

次に、し尿貯留槽の整備についてです。山田し尿貯留槽は、平成元年3月に完成後、約28年を経過しています。それに伴い、老朽化の影響による亀裂や不具合が生じ、その都度補修及び整備を行ってきています。早急な施設整備が必要な状況ですが、財源や他の緊急を要する事業等との調整により、整備が遅れています。今後の整備計画につきましては、平成28年度及び29年度にかけて用地の選定後、生活環境影響調査を行う予定です。平成31年度には実施計画を行い、平成32年度から将来を見据えた、し尿処理施設の建設を進めてまいりたいと考えています。

次、堆肥センターについてです。家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が、平成11年から施行され、一定基準以上の飼養農家は、その管理基準に従い畜産廃棄物を適正に管理することになりました。これに伴い、本町では小規模農家や畜産農家の高齢化が進んでいたことから、平成17年度に、その当時としては比較的規模の大きい堆肥センターを建設して、環境保全に努めながら畜産業の振興や循環型農業を推進しているところです。

しかしながら、平成27年度から牛ふんの受入量が急激に増えたことから、これまで以上に町内の堆肥利用の推進と島外への販路拡大を図る必要性が出てまいりました。今後、本町にあった低コストで早期堆肥化処理ができるような方法等を検討し、良質堆肥の生産に努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず、さといもの疫病対策なのですが、3年後の農薬を待つしかない状況だと思いますが、例えば、さといも自体からの疫病の伝染ではなくて、もしかしたら人間の体からの菌の伝染もあるかもしれない。そこまで考えてやらな

いと、さといもの菌を止めることはできないのではないかと考えます。さといもほ場への人の立ち入りも少し注意するよう農家には注意喚起していく必要があるのでないかと考えます。

それから、説明会、集落座談会等で言っていますが、例えば、もう少し目のつくところに看板にはり紙をするとか、そういうことの注意喚起もできないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今、町長の答弁にもございましたとおり、今のさといもの種子関係の腐れは本当に日々ひどいと、これは沖永良部、与論が一番鹿児島本土、宮崎県から種子を購入しているのですが、本当に60パーセントぐらいしか入れられない。これは与論町の野菜振興会も県の改良普及所もJAも関係機関が全部そろって2、3回現地調査には行っています。その中で、どうしてもこれができない、薬がないというのが鹿児島県全体、宮崎も一緒です。それで、こういった薬があと3年ぐらいかかると、県あたりからお願いしてもそういうことでございまして、他の九州ではない地域からも種芋の導入をしようとすれば、通常の食用の一般市販単価でしか持ち込めないと、そうなると、すごいコストが高くつく、そういうこともございまして、現在は与論町とJAと農家さんと3分の1ずつの予算を工面しまして、自家種、自分でつくったところで、せめて3分の2、次年度以降つくる自分の目標の半分から3分の2ぐらいは、自分の自家種保存をしましょうということでやっています。先ほど議員から言われたとおり、菌が人間への被害があるかもしれないとか、みんなが見てわかるように、あちこちの公的機関に看板を設置してもらえないかという意見ですが、関係機関とよく相談をして、そういう人の被害があるのかどうかということも踏まえながら、そういう対策を講じていきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） そのように、よろしくお願ひいたします。

2番、し尿貯留槽の地震対策についてなのですが、今のし尿貯留槽への近隣住民からの持ち込み、町内では1戸らしいのですが、その持ち込みが頻繁にきますものですから、その度においが、皆様おわかりですよね、くみ取りのときのにおいがしますと、これを何とかしてくれないかという要望があります。

それから、し尿貯留槽から少しオーバーしたものを隣接の畑に、とりあえず今は流すようにしていますが、ここが荒れ放題、ニンニク畑なのですが、ススキの葉で覆われている所で、少しそこに目をかけてやらないと、し尿貯留槽の土地を提供している人も、自分だけという少し納得がいかないというような、自分でギンネムを

伐採したりとかしているらしいのです。整備は31年からですか、用地交渉をして、31年、32年にできるという話も聞きますが、それまでに、その方に納得して、そこを使わせてもらうためには、その辺の道路の覆い被さったギンネムとか、その辺の管理ももう少し丁寧にやっていかないといけないのではないかと思いますが、環境課長どうでしようか、お願ひします。

○議長（福地元一郎君）　吉田環境課長。

○環境課長（吉田　勉君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員の御指摘のとおりでございまして、本当に担当課としても、いろいろ地震面、いろいろな感じの中でも心配しながら地震が少しでもきたら点検をしにいくという感じで心配をして見てています。できた当時から、だいぶ年数が経っています、外に出ている構造物ですので、地下に潜っていれば耐震性もあるのですが、老朽化で、もちろん中に液体が入っているので鉄筋の腐食、そういう感覚からいきますと、ちょっとした地震でも壊れる可能性が十分あるということで、大変心配をしています。

地域計画の中で、5ヵ年計画なのですが、その中で今まで計画として入れまして、国ほうにもそういう感じできました。平成28年度までには事業をするということでやっていましたが、ちょうど、その切替え時にきていまして、今、次に向かっての準備を進めているところです。それについては、工事をする日程とか、いろいろな調査をする日程を決めていかないと地域計画ができなくて、要するに、それに乗っかっていなければ国の事業もできないという現状です。ということで、先ほど町長の御答弁にもありましたが、予算の関係やいろいろな調整で遅れてきていて、工事がだいぶ後になっていくのですが、今現状から、先ほど遠山議員からありましたが、現状をはっきり申し上げまして、昔つくった当時は堆肥センターからの肥料とかの供給も11年度から供用開始ですので、それまでにはふん尿の完熟した堆肥というのは、有機肥料としての考え方で大変貴重な肥料でしたので、地元の方々にも御理解をいただきて、用地についても無償で提供していただいてほとんどつくってきています。そういう関係でやってきましたが、堆肥が供給できるようになりますと、農家としては現状にそぐわない堆肥で、それがそのまま入ってくると畑としてもどうしてもやりにくいということでありまして、それが使えない状態で、今は山田し尿タンクにつきましても、持ち主の地主さんがそれを使わないということで、ほかの施設もそうですが、次々に使わないということで廃止をしてきています。

最終的に残ったのが、山田し尿タンクだけ、今、地権者の御理解をいただきて継続しているのですが、年間、便所のくみ取りで持ってくる量が600トンぐらい

で、浄化槽の普及をしていますが、2年ぐらいに1回ずつ定期点検をして、それに汚泥がたまっていきます。微生物が分解した後に、下に死骸が残ったり、いろいろな堆積物が残ってくるのですが、それを2年に1回ずつみ取って持ってきますので、その量が年間700トンぐらいになります。合計1,300トンぐらいの量を持ち込まれるのですが、今は現実といたしまして、1ヵ所の施設で220トンしか収容できない現状です。それをある程度完熟させた後で、先ほどありましたように隣の土地の地権者に御理解をいただいて、今そこに農地還元ということで出しているのですが、昔は作物をつくるために肥料としての考え方ですが、今はそれがちょっとできなくなっている関係で、畑としても、そこに何もつくらないところに、そのまま入れていると、どうしてもたまる一方になりまして、栄養分を吸収するものはありません。そういうことで、ギンネムとかもありますが、ときどき入り口については、作業しやすいようにということでやってはいるのですが、中までは伐採できない状態でございました。ある程度の分は植物に吸わせて、ある程度の処理をしていくという考え方で進めています。

本当に今、提供している地権者の方々には、そういった物資ですので、いろいろな意味で御苦労をかけていることも事実ですが、これを解決するためには、早期にし尿処理槽をつくる以外にはないと考えています。

今年、基本計画をまとめたのですが、あとは工事の日程といいますか、年度が決まっていきますと、国ほうに申請するという準備で今進めています、28年、29年で用地の選定をしまして、環境調査、住民説明会をして事業を進めていくということで計画をしています。

工事的には、31年に設計委託を出しまして、32年、33年では財政課とも調整をしていますが、その時には何とか建設を進めたいと考えています。本当に早めに進めなければいけないということと、それからまた、特殊なものなので、用地の選定の中でも、今はいろいろな考え方がありまして、この小さな島で処理をするためには資源化していくのが一番良いことなのですが、堆肥センターの件もありまして、堆肥化というのはすごく難しい現状ではないかと思います。

それから、メタンガスを使ったり、いろいろ方法もありますが、メタンガスを使った場合は、発酵当時は使えるのですが、残った分のカスを処理していく中で、どうしても、また次の施設が必要になってくるということで、今計画している考え方は、一次処理をして、ごみなどを取り除いた後に脱水処理をして、クズにして、それを焼却施設で燃やしてなくしてしまうと、助燃剤としての活用していく考え方でいます。その脱水した水は、ある程度まだ汚れていますので、それを自分たちの浄化槽に流して、そこで再度処理をしていって、そこの沈殿物は戻して固形化して助

燃剤として使用していく。

最終的に浄化槽から出た水を薄めて、何十倍にも薄めて出すという予定ですが、そのためには、大量の水が必要であるということと、排水関係のできる場所ということで場所が限定されてきますので、それについては慎重に検討しながら、事業を進めていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） ありがとうございます。今年になりますか、前の課長さんの時にも、28年で終了ですのでという話をしたらしいのですが、来年までですので、それでまた先にならないように、ぜひ今回は完成までこぎつけていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

3番、堆肥センターなのですが、今現在、スタッフが頑張っておられまして、一生懸命やっておられます、追いついていかないです。今の堆肥の持ち込み量、それからもちろん水分調整を農家に協力してもらって、水分調整もするようにお願いをするのですが、それでも多分間に合っていかないと思います。もともとが90何軒の計画だったものが、200何軒ですから、これが減ることはないですし、堆肥が減ることもないですから、これはもう何とかしないといけないと思います。先進地を見させていただいたのですが、もちろん規模を拡大するという話もありますが、例えば、予算面もありますから何とも言えませんが、大型攪拌機とかを入れるとか、それから天日干しをするところに屋根を設置するとかということも考えていかないと、今のままで効率よくとかという話をしても、あまり現実味がないような気がしますが、どうでしょうか、産業振興課長。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 先日堆肥センターとか、振興会の方々が沖縄にわざわざ行って視察してこられまして、水分率の高い堆肥をいかに水分率を減らすか、早く減らすかということを勉強してきていると思っています。そういったことを聞きながら、これも相当な予算がかかることだと思っています。できるだけ、そういうことも検討しながら、先ほども町長が答弁で言っていましたとおり、低コストで早期堆肥化処理ができるような方法を本当にみんなで検討していきたいものだと思っています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 与論島では、牛農家はもちろん野菜農家もそうですが、堆肥センターが一番大事なところですので、これはなくしてはいけないところですので、ぜひとも方策を考えていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 私の質問は、「ウンヌフトウバの伝承」の取り組みについて、教育委員長に質問します。

1 1月に「危機的な状況にある言語・方言サミット」において、菊秀史氏の研究発表と、県立与論高等学校創立50周年記念事業において竹生政資氏による「ウンヌフトウバ」の起源についての講演を聴く機会があり、それぞれに深い感銘を受けるとともに、お二人の郷土愛に心を打たれた。このお二人の研究成果を基本に、島の成り立ちから近代に至るまでの島の歴史をミュージカル風に演出し、小・中・高校生が演じることにより、ウンヌフトウバを伝承できるような取り組みを推進する考えはありませんか。教育委員長にお尋ねします。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。「ウンヌフトウバの伝承」の取り組みについてですが、先日、沖永良部で行われました「えらぶ世之主没後600年記念事業」、現代版組踊「北山の風 今帰仁城風雲録」が地元の中学生から高校生までのメンバーを中心に、方言を活用した舞台を披露したという点で大変すばらしかったことは聞いています。

また、先日危機的な状況にある言語・方言サミットが本町で開催されたことでウンヌフトウバの保存・伝承はもちろんのこと、与論文化の保存についても、その重要性を町民が共有できる場になったという点でも良かったのではないかと思っています。

御提言の「島の成り立ちから近代までの島の歴史をミュージカル風に演出する」ことについてですが、そのような活動の将来像を描きながら、児童・生徒の方言使用力や表現・演技力も高めつつ、地域の保存・伝承に関わる方々の協力を得ながら、段階的に進めていきたいと考えています。

また、その活動のための人的・財政的な面の課題についても、文化庁等の施策の活用もあわせて考えていただきたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） この質問の趣旨は、前回の方言サミットの折に感動したことではあるのですが、実は以前からこのようなことはできないのかなという考えを持っていました。というのは、ヒントはハワイ大学の学生が、ハワイで島の成り立ちから近代に至るまでのそういう舞台を持っているのです。与論には大学はありませんので、小・中・高でしようがないと思っていますが、そういうことで、学生たち

が島のそういったことに探求したり触れていくことによって、島民愛というものも生まれてくるでしょうし、それからまた、内容につきましては、昔からずっと伝統的に親から教え込まれた社会規律的な問題も自然に養われる。

ですから、こういった事柄を含めまして、島民愛いわゆる地元愛といいますか、そういったことの涵養についても非常に有効的ではないだろうかという気がしてならないのです。先だって文化庁の課長が来島されていましたので、これを機会に早く対応すべきではないかと、そういう思いがしてお願いをしているところです。

一応、わかっていたいているようではありますが、これは切実な問題ではないかと思うのです。言葉が日に日に変化しています。例えば、昔、電気洗濯機もテレビもなかったわけで、これをユンヌフトウバになおせと言われても、そのままになるわけで、そういう具合に言葉の変化が急速になっている昨今、これを一日も早く島民の中に根付かせる必要があるのではないかと、そういう思いがいたしてなりません。

それから、そのことによって子供たちが将来島を出ても、島に帰ってくるという、そういったことも期待できるのではないかだろうかという気がいたします。どうか、その辺について、今一度教育長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがとうございます。おっしゃるとおり島への島民愛というのですか、郷土愛、そういったものもまた歴史を振り返るという意味においても、子供たちが島の言葉や文化を学ぶタイミングとして、一つのシリーズとして何かをつくっていく、ミュージカル風に表現するというのは、実に大切だと思っています。ただ、イメージに描かれる、私は「北山の風」としましたが、向こうのほうのイメージもおありだと当然思いまして、向こうのほうも調べてみました。本当に大きな壮大なるスケールで大感動を得たものだったそうです。ただ、それに申し上げましたように、財政的なものと計画的、意図的に年間の計画を組んで交流をさせて、費用をかけて演出をするという時間がかかりました。

それで、答弁のほうで、今、子供たちに段階的にと申し上げますのは、小学校では先般は学習発表会で、与論小は「ヘーフシャティティンウヤヤアイブシャ」というのを方言劇に仕上げています。こういう子供たちに各学校で、今それぞれに取り組んでいますから、そのことを通しながら一つずつ「ウプドウナタ」とか、そういう物語を一つずつ出しながら、島の伝統文化を伝える劇をやりながら、少しづつ力・表現力を蓄えながらいきたい。

また、与論小では十五夜踊りをそれぞれ伝承するために運動会の中で言葉も使わせながら伝承する活動をしていますので、これを今年も方言サミットで申し上げま

したように、各小学校、中学校も与論小は10時間ですが、小・中の他の学校にはカリキュラムがなかったので、2時間は最低取り組もうということを本年度、去年から話し合ってスタートしています。その中に島民の団体の方々が「3匹の子豚（ミーチヌワンカガマ）」という創作劇をしながら、今、回っています。この人たちも町民の中で、何とか残したいという活動を始めていますので、こういう方々にも文化庁の支援策がありますので、そういったものを年間に取り寄せながら、向こうの専門的な指導もいただきながら、少しづつ成果を小さくつくり上げながら、それを町民に披露する場を設けていきながら、何かの記念の中で大きくはばたかせていくということも大事かなと思いますので、少しづつ小・中、そして町民の中の民間ベースの方々の思いもつなげながらやっていければという方策は考えていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） お考えはよくわかるのですが、実は、先生方が御計画なさるの用意周到で綿密に御計画なさっていると思うのですが、早く実現しないと、冷めてしまうのではないかと。

それともう一つは、助成金につきましても、担当の課長が本庁からお見えになっていたのですが、よく理解をされていると思いますし、特に、まだ終わったばかりですから、熱があるうちに担当者を早く決めていただいて、早速取り組んでいただきたいなという気がします。もちろん担当者がいないと前へ進まないのですが、先生の構想も立てられながら、担当者にその旨を伝えて実践していただきたいと、そういう希望であります。どうかよろしくお願ひします。

以上です。質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 以上で6番、町俊策君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

2時40分から再開します。

—————○—————

休憩 午後2時21分

再開 午後2時37分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第5 議案第44号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第44号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の一部が平成29年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整備を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、個人及び法人の町民税に係る延滞金の算定において、修正申告書の提出、または納付すべき税額を増加させる更正があった場合、当該修正申告書の提出または増額更正により、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第45号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第6、議案第45号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第45号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、平成28年8月8日付けの人事院勧告「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法の勧告」を受け、本町職員の勤務時間、休暇等を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君）　この議案の説明のところで、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」というところの第17条第1項中、職員の次に「要介護者」を云々という文言があるのですが、ここでいう、要するに要介護者を持っている職員と、介護休暇のことですが、ここでいう要介護者というのは、例えば介護保険法でいう要支援1、2から要介護の1から5まで7段階ありますが、この全てを意味しているのですか。その確認を要介護だけなのか、介護支援法でいう要介護1から5までをいうのか、要支援の1、2までも含みますよと7段階いっているのか、その説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　御説明いたします。こちらの要介護者というのは、介護の段階があるようなあれではなくて、第17条の改正後という表の4分の2ページというところに新旧対照表がありますが、その介護休暇の第17条、「介護休暇は職員が要介護者（配偶者）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう」ということになります。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　文言は、読むだけではなかなかわからなく、議員全員、あるいは職員の皆様も聞いてる方が全てわかるように説明がほしかったのですが、要は、

要介護者という言葉は、介護保険法の中では、さっき言った要支援1から要介護5まで7段階にわかかれています。要介護者という言葉を使う場合には、介護休暇でいう要介護者というのは、介護保険法でいう全て7段階をいっているのか、そこはよくわからないのですが、町民福祉課長も含めて、誰かわかる方いらっしゃいませんか、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 誰か説明ができる方、いらっしゃいますか。

2番。

○2番（沖野一雄君） 要するに、介護が必要な方、家族の中に介護が必要な方というのはいるのです。介護保険にはいろんなレベルがあるのです。自分でトイレに行けない。例えば、下半身は動かないけれども、トイレには自分ではって行って、自分の周りはできるとか、いろんな段階があるのです。その線引き、要介護者という言葉の定義を私は質問しているのですが、それは、わかった段階で後でお示しいただければと思います。ぜひ調べていただいて、以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第46号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第7、議案第46号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　議案第46号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、平成28年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第46号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第8、議案第47号「与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君）　議案第47号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成28年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第47号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9　議案第48号　平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（福地元一郎君）　日程第9、議案第48号「平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　議案第48号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、民生費国庫補助金臨時福祉給付金2964万1000円、県支出金より農林水産業費委託金199万7000円、財政調整基金繰入金411万8000円などを増額し、土木費国庫補助金水産基盤整備事業補助金1069万8000円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、民生費臨時福祉給付事業2964万1000円、衛生費環境対策費327万1000円、教育費多目的屋内運動場運営費350万円などを増額計上し、農林水産業費漁港管理費1115万2000円、農林水産業費耕地管理総務費742万2000円などを減額計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ3358万1000円を追加し、一般会計予算総額52億3823万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　2点についてお伺いします。まず1点目は、20ページの特產品支援センター運営費についてです。

先ほどから、一般質問を聞いていますと、特產品開発については、議会からはなんとかこれを振興しなければいけないと、特產品を考えなければならないということが出でています、この中では減額補正になっていますが、これだけやろうといって計上された予算が、ここにきて減額された理由が1点、またそれに対して、どうしてもこれは必要になってくると思いますが、特產品支援に対しては、どのような姿勢で臨んでいかれるのか、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、来年1月30日に、私ども環境経済建設委員会のほうでは、福岡県糸島市のほうに所管事務調査で行きます。それはどういうことかといいますと、今度商工観光課を中心にして、海の駅を開設して、与論島の商品、物品等を販売し、今の振興をしてみたいということで、先ほど担当課長のほうからもお話をございましたが、そういうことを進めるために動こうとしているのが、商工観光課で

す。

そのためには、どうしてもつくる以上は、ものにならなければなりません。ただつくっただけでは駄目なのです。そのためには、適正な運営管理、あるいは維持するためにはどうすればいいか、商品はどういうものを置くか、どういう人々に管理運営させるかということを適切に事前に調査しなければなりません。そのために旅費が足りなくて、建設課の職員と商工観光課の職員をお願いしたところ、何とか一緒に同行していただけたという、この御配慮に対しては非常にありがたく感謝しています。

そこで、その帰りの1月31日に我々は県庁で我が奄美群島選出の県会議員と関係する奄美振興議員連盟の県会議員の先生方も同行されて、県庁の職員との意見交換会がございます。この時に、できれば糸島に行かれた建設課の職員と商工観光課の職員を発言はしなくとも、我々がどういう意見交換をするかということをそばで聞いていただきたいというのが、私のお願いなのです。そのためには、我々はこういうことを議題として取り上げています。

第1点は、与論空港のエプロンの拡張が第1点です。

もう1点は、安心・安全な海上輸送対策についてということが第2点。

第3点が、ウミガメの適正管理、この3点について、県庁職員、県議会議員の先生方と一緒に意見交換をしようという企画ですが、それに対して福岡の糸島に行かれた建設課の職員、商工観光課の職員が一緒に同席していただけないかということなのですが、それに対して町長はどう思っておられるかという、2点について、お聞きしてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） まず、その予算が減額された理由。

町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。これは4月から今まで向こうで頑張ってくれています賃金が余っているものだから、できるだけ今のうちに削って、ほかの予算のほうに回してくれないかということもございまして減額となっています。仕事をしないということではなくて。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時03分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私たちは予算編成をする際には、特に旅費については各項目、何の出張かというのを前もって明記した上で予算編成をしているところです。今回1月31日に行かれるという日程について、その担当課、建設課、商工観光課にそういった予算があれば、それは私としては、よろしいかなと考えます。同行というか、同席されてよろしいかと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そうしますと、担当課で決めていいということですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 予算についてはですね。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 予算があったら担当課で決めていいということですか。例えば、町長がその席に同行していいですよという許可がなければ、それは同行できませんよ。法制上はそうなっていると思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この旅費につきましては、数年前にできるだけ視察のほうも県内を設定してやろうということで申し合わせをしてあったのですが、ここ2、3年、非常に県外への出張が多くなりまして、その分予算が大分増額されています。そういった中で、せっかく議会のほうも今後町が今計画をしている大型プロジェクトがあれこれいっぱいあるのですが、財政は非常に厳しいというのは御理解をいただいています。そういった中で、町のほうから委員会5名プラス事務局、あるいは職員といきますと、10名近くの県外への出張ということになりました、それこそ多額の予算を要するということで、できるだけ人数も削った形で実のある研修をやったほうがいいのではないかと我々は考えています。与論のほうにも県外からたくさんいろいろな委員会の方々もこられるのですが、例えば、文教経済、あるいは総務とか、いろいろな形で組み合わせをして研修にもこられていますので、そういった議会の方が視察をされて、ビデオでも何でも撮られて、今はネットの時代ということもありますので、いろんな情報というのは確実に島のほうでも、こうだったということがあれば、とれるとは思っています。

しかし、「百聞は一見にしかず」ということもありますので、そういった現場を見るのも必要でしょう。しかし、そういった予算の組み方というのもみんなで今後精査していきたいなということです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、この補正予算に、それはもう既に計上してあるから、計

上していなければ、私は申し上げません。建設課から1人、商工観光課からも1人計上してあるのです。それに関連して言っているのです。今、副町長が言われることの趣旨はわかります。それはそのとおりです。おっしゃるとおり。

私が言っているのは、行った帰りに、職員が同席してもらえるかどうかという話なのです。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この糸島に行った帰りに、鹿児島で関係の議会の方々と一緒に話し合い、あるいは要望活動をしてきたいという、その場に職員と一緒に同行させたいというお話をしたので、結局1日分の旅費になると思いますが、その趣旨は非常にありがたいと思いますし、旅費がありさえすれば、私は、ぜひ参加させていただいて、一緒に研修をしてもらえばありがたいなと思っています。

その旅費については、各課で工面をしていただければと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。そういうことなのです。宿泊代1泊分だけ確かにかかります。旅費、運賃はこれは入っていると、私は見ているのですが、入ってなかつたら別です。旅費のほうは入っているでしょう。建設課長、これは旅費は入ってるのでしょう。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） 建設課といたしましては、今のところ旅費が少しあったものですから、今回の補正には計上しておりません。不足すれば3月に計上したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ということですので、私が申し上げているのは、1泊分の宿泊代だけが大変だということと、やはり公務出張ですから、どうしても町長が認めなければ、行けませんので、それを確認していただきて、議会と執行部とともにやるべきことをやっていこうではないかということで申し上げているのです。

ありがとうございます。ぜひそうさせていただきたいということで、確認しました。

○議長（福地元一郎君） ほかに。2番。

○2番（沖野一雄君） 私は、質問2点だけ申し上げたいと思います。一問一答形式で、まず一つ目からいきます。25ページの教育委員会関係、25ページの右上。

町単補助金の教育総務費の事務局費の中です。19節の負担金、補助及び交付金の中には説明のところで、町単補助金、与論町ふるさと留学生制度助成事業補助金130万円の減額になっています。今の時期で減額をすることは、もう事業

がほぼ固まって、それだけお金が余る見込みだということでの減額だと思うのですが、確かこれは240万円ぐらい当初予算で計上されていたと思うのですが、途中の数字は私は確認していないのですが、この中身の説明と、どういうことで減額になったか。そして、この事業が、せっかく良い事業だと思いますので、今後どういう見込みになって、今後といいますのは、今年度から来年度以降の話も含めて、どういった見通しになっていくのかということを含めて尋ねたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） ありがとうございます。お答えしたいと思います。予算計上の段階では、まだ留学生は決まっていないという事業の趣旨から、今回130万円という減額ですが、経過について少しだけ御報告をしたいと思います。27年度からこの事業については始めているのですが、伊江島に訪問をしたり、与論に何人かの方々がこられて、実際に面接をしたりということ。

それから、いろいろなところに、こういう子供たちがいるのだけれども、ということで資料を送付したりということでやっています。

今まで福岡のほうから1人、今年の3月に与論高校を受験して不合格ということで実現しなかった経緯がありました。

28年度につきましては、今までNHK鹿児島の放送で、この島留学で与論高校の生徒数の増加を目指してという番組をつくってといいますか、そういうふうに放映をされたり、それから個人名は出せませんが、28年1月にもそういうことがありましたし、2学級存続プロジェクトの会議、それから今度は群馬からの問い合わせ、そして伊江島の伊江村への訪問、それから悪石島にいる中学2年生の男の子で親子の面接。これから、ちびっ子探検学校で与論島に来たことのある中学1年生の男の子が群馬から来たいという申し込み。

今年は、ほとんどといいますか、途中で転校してくる中学生、転入をしてくる高校生等も対象にしているものですから、全くゼロということではいけないものですから、今の段階での予測といいますか、そういうことで130万円は減額しましたが、来年度につきましては、ほぼ確実なのが2人、もちろんこれは試験の結果ですので、与論のお孫さんが東京の葛飾区のほうから1人。それから、江戸川区のほうから中学3年生の女の子が1人ということで、申込用紙を送るという段階です。

今年度につきましては、残念ながら、まだはつきりしためどは立っていませんが、来年は最低でも2人は、確実に与論に入るという読みをしているところです。
以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございました。よくわかりました。先だっても、私

ども議会で各学校を訪問させていただきましたが、非常に小学校、中学校、高校も教育熱が高くて、非常にレベルが大分上がってきてているなという印象を受けました。それで、できることであれば、特に与論高校、生徒数が減らないように、こういったふるさと留学生の制度をしっかり使って、島外からの子供たちが増えてくるように期待をします。

次に、1枚開けていただきて27ページ、これが二つ目の質問なのですが、目の運営費の中の多目的屋内運動場、11節の需用費の説明のところで、修繕料350万円増になっているのですが、この説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） 御説明申し上げます。多目的屋内運動場に火災報知機が設置されていたのですが、今回の仮庁舎移転もあわせまして、今までの方式はフットサルをしたり、ちょっととしたほこりが立つ試合があると誤作動を起こして消防署からいつもおしかりをいただいていたところです。それを今度取替えをして、取替え費用が幸い庁舎の仮移転もあわせますので、それをあわせて取り替えようとしています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の説明をお聞きしますと、火災報知機だけで350万円かかるのかなという印象は少し受けたのですが、今の説明ですと火災報知機プラス仮庁舎移転の関係でということがありましたが、火災報知機のほかに何が大きいのがあるのですか、もう一度説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） 工事の際に足場を組む関係で、そのような工事費用がかかっています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 細かいですが、要は火災報知機だけでなく、仮庁舎の関係でどこどこをちゃんと整備しますよということを説明の中に入れていただくよう要請して質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 16ページです。2850万円、臨時福祉給付金（経済対策分）事業費、この詳細をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。これは臨時福祉給付金、国庫補助金で10分の10の事業ですが、消費税の値上げ5パーセントから8パーセントによる影響を緩和するために、年金受給者等の所得の低い方々に対しまして、軽減税

率の導入、これを29年4月から予定しているみたいですが、それを行うまでの間の暫定的、臨時的な措置として、経済対策分ということで計上しているのです。

そのほかに事務というのがございますけれども、これは予算書の中で申し上げますと、消耗品、手数料、それからシステム改修負担金などがあります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 今年は1人、確か3,000円だったと思いましたが。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。28年度に限って申し上げますと、28年10月から29年3月までの半年分で3,000円ということで、これは今実施予定中です。今計上してあります経済対策分と申し上げますのは、消費税の引き上げが8パーセントから10パーセントへということで2年半延期されたことを踏まえて、経済対策の一環も含めまして、所得の底上げに寄与するということ。

それから、低所得者の安心感を確保するといいますか、そういう意味合いから、平成31年9月までの2年半分を一括して支給するということで、半年分で3,000円ですので、3,000円掛ける5回、それで1万5000円、これが対象者が1,900人ということで、2850万円ということです。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにありませんか。4番。

○4番（林 敏治君） 9ページの諸収入のところのごみ有料化準備ごみ袋料というのが、185万7000円計上されています。清掃センターも着々と完成に向けて進められているのですが、このごみの有料化に伴って計上していると考えていますが、このごみ袋の指定といいますか、ごみ袋がどういったものなのか、中身を教えてください。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） お答えいたします。少し前に住民説明会ということで、各集落を回りまして、ごみ袋については、大きさとかの説明を申し上げてきたところですが、燃えるごみ、燃えないごみ、それから資源化するごみ、この三つに分けまして、それを大と小とに分けて色分けをしてごみ袋を町がつくる予定です。

それで、業者を募集して入札をしまして、一番安い業者と契約をして、町が注文を島の商店から取り、それを一括で注文して、手数料も含んでいますので、手数料については、町がもらいまして、その袋代を業者から町がいただいて、また業者に

支払いをするということで、この185万円につきましては、3カ月分4月1日から、ごみの有料化を行いますので、その間の準備ということで、とりあえず3カ月分の12万7000枚を今計上しています。歳入で入ってきて、また歳出で同じ金額が出ていくという形になりますが、手数料については、4月1日からの条例の施行とともにしかできませんので、その手数料については、4月1日からの歳入として計上していく予定です。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第49号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第49号「平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第49号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国民健康保険税1632万2000円、国庫負担金176

0万円、国庫補助金275万円、県補助金145万8000円、共同事業費4100万円、諸収入4000円をそれぞれ増額計上しています。

歳出では、総務費6万4000円、保険給付費5500万円、共同事業拠出金2400万円、保健事業費7万円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番。

○1番（遠山勝也君） 今の国民健康保険、平成30年度から県が県内の市町村と一緒に保険税の運営を担うということになっているようなのですが、県と市町村の役割はどのようにになっているか、お願いします。役割分担をよろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。改革後の国保の運営における役割ということだろうと思いますが、県の役割としましては、市町村間の医療水準ですか、それから所得水準これを調整した上で市町村ごとに納付金を割り当てるということがございます。

また、都道府県内で調整すべき市町村の特別な事情ということに鑑みまして、保険料の急激な変化、いわゆる感染症の発生ですとか、自然災害等の発生、そういうものを含む、こういった場合の急激な保険料の上昇などを調整するために一般会計から繰り入れたりしまして、市町村に交付金を配分するという役割がございます。また、財政安定化基金を設置しまして、700億から800億ぐらいになりますが、予期せぬ給付増とか、保険料の収入不足が生じた場合の貸し付けですか、それから交付を行うというような大まかな役割がございます。

市町村の役割としましては、県が定めた標準保険料に基づいて、納付金を納めるために県が示した標準保険料率を参考にしまして、条例におきまして、国保の保険料率を決定しまして、その賦課徵収を行うということがございます。今も同じようにやっているのですが、地域住民との身近な関係という、それがございますので、そういう意味合いで資格管理ですか、保険給付、それから保健事業関係、それから町内地域における他のきめ細かな事業といいますか、そういうものを市町村としては、やるような役割になっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 今、納めている保険料額を例えれば県が額を決めるということに

なるのですか。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　今現在、与論町の場合は財務部局に入っていまして、その中でいろいろ担当のほうがやり取りをしているのですが、今現在は県のスケジュールが遅れています、交付金率、それから標準保険料率、納入算定の比率関係の係数等が、まだはっきりしていません。予定としましては、29年1月頃までには、そういうのを国・県が示して、町としましても、それに基づいた保険料の改定といいますか、概算を出していくのですが、30年度からは改革が移行しますので、そういう意味におきましては、市民の方々への説明等も十分考えられます。そういうことも一応、肝心かなめの保険料率がわかった段階で、与論町の場合は、どれぐらいの保険料になるということも示すことができますので、それがはっきりした段階で、詳細なところを住民説明会等を行いながら、2月ぐらいになるのではないかと今のところ見ておりますが、そういうスケジュールを考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君）　1番。

○1番（遠山勝也君）　以上です。

○議長（福地元一郎君）　ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第49号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第50号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第50号「平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第50号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で介護保険準備基金からの繰入金247万4000円の増額となっています。

歳出につきましては、平成27年度地域支援事業補助金返還金分として、償還金247万4000円を増額計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第51号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第51号「平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第51号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

平成28年度与論町後期高齢者特別会計補正予算（第3号）については、歳入で一般会計繰入金9万円、諸収入に19万7000円をそれぞれ増額計上し、国庫補助金を13万円減額しています。

歳出では、保健事業費に15万7000円を増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号) を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第52号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第52号「平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第52号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ376万7000円削減し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2654万7000円とするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第53号 平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第53号「平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第53号、平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

平成28年度人事異動に基づく総係費の手当の当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成28年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月15日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにいたします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時44分

平成 28 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 28 年 1 月 15 日

平成28年第4回与論町議会定例会会議録
平成28年12月15日（木曜日）午後3時13分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第54号 物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）について

第2 議案第55号 工事請負契約の締結（茶花漁港水產生産基盤整備工事）について

第3 発議第3号 地方議會議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について（大田英勝議員ほか2人提出）

第4 議員派遣の件

第5 閉会中の継続調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
農業委員会事務局長 川村達義君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 徳田康悦君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	教育委員会事務局長 ^{兼任生涯学習課長} 山下一也君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君

茶花こども園長 阿 多 とみ子 君 那間こども園長 池 畑 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川 上 嘉 久 君 書 記 喜 村 一 隆 君

開議 午後3時13分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第54号 物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）について

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第54号「物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第54号、物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）について、提案理由を申し上げます。

女性活躍拠点施設設備導入事業については、物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、物品売買契約の締結（女性活躍拠点施設設備導入事業）については可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結（茶花漁港水産生産基盤整備工事）について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、議案第55号「工事請負契約の締結（茶花漁港水産生産基盤整備工事）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第55号、工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

平成28年度茶花漁港水産生産基盤整備工事（28-1工区）について、指名競争入札執行の結果、川畑建設株式会社、代表取締役川畑進愛と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 確認をさせていただきたいと思います。決してこの問題に反対を論じるのではなく、執行部の皆さんができる理解しておられるのか、文言の確認だけさせていただきたいと思います。

鹿児島県の土木部から出ている土木工事共通仕様書というのがあります。その文言の中で、指名業者に特記仕様書というものを出さなければならないようになっています。その中で私がお聞きしたいのは、県土木から出ているところの請負業者は、「JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計仕様書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により、監督職員の確認を得なければならない」と、どういうことかというと、与論町内の業者の中にJIS認定工場があった場合には、その工場で生産されるコンクリートを使わなければならぬと、ただし、ない場合には、それは監督者のもとに適正な監理をされて使用しなければならないということだと思います。

ますが、この件について、執行部は認識されておられるのか、どう理解しておられるのか。

そして、その監督となられる方が、本当にこの要綱を守って実施されるのか、それを共通認識されておられるのかというところを確認したいのです。

そこで、指名委員会の委員長であります副町長に、この文言をどう理解しておられるのか御説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 公共工事の発注にあたっては、法的に公明公正で適正な発注により公金の無駄遣いをしないようにということで、前提があるのですが、工事の品質を確保しつつ、業者の育成や業者の適正な利益を確保できるように配慮するということも、行政のひとつの責務と考えています。

そういう中で、今回の工事を発注するにあたっては、県の基本仕様書というのを基にして、特記仕様書というのがございますので、そちらのほうで対応をして工期内に工事が完成できることを願いつつ、発注は進めております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） この特記仕様書の監督者というのは誰が監督者になるのか、そこを確認しておきたいと思います。課長。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えいたします。設計している担当者です。

○8番（野口靖夫君） ということは、役場の職員。

○建設課長（徳田康悦君） そうです。役場の建設課の職員となります。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） その監督になる人が、今、指名委員長である副町長から説明があつたことを十分認識して、それを履行しなければならない義務があるので、責任が。そこを監督者と副町長が共通理解をしておられるのかどうか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） そのように進めるつもりで、担当と協議を進めていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に、ぜひひとつ、そういうところは、しっかり監督責任者が監督して、目に見える形で逐次、副町長や町長に報告できるような体制を整えていただきたい。そうしなければ、これは何のためにJISマーク認証工場の許可をとったかということになりますので、一事業所ばかり工事の入札をしてしまった

ら、これは大変なことになりますから、皆様方から、できるだけ営業許可証を認定されるような工事をしていただきたいということを指導していただきたい。そうすれば、副町長が言わされたように、公正なルールに基づいて指名が行われ落札が行われるのですから、その部分を強く要請しておいて、私は反対するのではないです。そこだけ、皆様方が、どう共通理解しているかということと、どう監督責任者として対応するかということの確認をいただきましたから、これは議事録に残っているのですから、今のとおり進めていただきたいとお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。2番。

○2番（沖野一雄君） 私のほうは1点だけ、御質問と説明をお願いします。

予定価格は公表されていらっしゃると思いますので、1回目で落札されたと思うのですが、落札率は何パーセントだったのかというのをお伺いします。

もう1つは、図面の文字が小さくて、私はちょっと見づらいのですが、担当課長のほうで、言葉で分かりやすく概略が分かるような説明を、図面の中で赤の部分だと思うのですが、赤の部分全部なのか、そこの説明をお願いします。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。落札率ですが、80パーセントです。予定価格に対して、ちょうど80パーセントでした。

それから、工事につきましては、図面にありますとおり、北防波堤のかさ上げ工事、40.6メートル、それから消波ブロックを76個製作する予定です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、工事請負契約の締結（茶花漁港水産生産基盤整備工事）についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、工事請負契約の締結（茶花漁港水産生産基盤整備工事）については、可決されました。

-----○-----

日程第3 発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について（大田英勝議員ほか2人提出）

○議長（福地元一郎君） 日程第3、発議第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番。

○7番（大田英勝君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員、大田英勝。賛成者、与論町議会議員、高田豊繁。同じく賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

提案理由、地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。

しかしながら、昨年実施された地方統一選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や、地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。このことから、国民の幅広い政治参加や地方議会における新たな人材確保につなげるために、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備の早期実現が求められております。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会

付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、地方議會議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、地方議會議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回与論町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 大田英勝